

令和 7 年度 第 5 回

## 理 事 会

日時 令和 7 年 9 月 4 日 (木)

15 時 00 分～

場所 5 階 大会議室

### 会長挨拶

### 協議事項

- 1 令和 7 年度会費減免申請者（追加）について  
長又 常任理事
- 2 会長・副会長・常任理事・理事協議事項について

### 報告事項

- 1 郡市医師会別医師会員数（8 月 1 日及び 9 月 1 日現在）ならびに会員  
異動（7・8 月分）について  
桃木 常任理事
- 2 埼玉県救急医療情報県民案内運営状況（令和 7 年 4 月～6 月）について  
桃木 常任理事
- 3 埼玉県大人の救急電話相談業務運営状況（令和 7 年 4 月～6 月）について  
桃木 常任理事

4 医療事故調査制度の相談事案（6・7月分）について  
松本常任理事

※件数 6月1件／7月1件

5 医療事故紛争解決事例（6・7月分）について  
松本常任理事  
松本（吉）理事

※件数 1件

6 全国有床診療所協議会総会「秋田大会」の結果について

松本常任理事

秋田県医

日時：令和7年7月19日（土）～20日（日）

場所：秋田キャッスルホテル

7 令和7年度関東甲信越静学校医協議会の報告について

長又常任理事

千葉県医

正田理事

日時：令和7年8月7日（木）13:00～13:40（代表者会議）

14:00～17:35（協議会）

17:40～19:00（懇親会）

場所：京成ホテルミラマーレ

8 子育て相談（令和7年8月分）の報告について

長又常任理事

風間理事

※件数 5件

- 9 新規登録保険医集団指導（医科）の実施について  
小室常任理事 関東信越厚生局
- 10 後期高齢者医療制度 オンライン資格確認の自己負担割合誤表示について  
小室常任理事
- 11 令和 7 年 10 月以降の医療 DX 推進体制整備加算等の要件の見直しについて（10 月よりマイナ保険証利用率の実績要件が引き上がります）  
小室常任理事 日医
- 12 スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について  
小室常任理事 日医
- 13 埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金の申請について  
小室常任理事 県保健医療部
- 14 第 31 回全国医師会共同利用施設総会の結果について  
登坂常任理事 日医  
田原理事  
会期：令和 7 年 8 月 30 日（土）～31 日（日）  
場所：高崎芸術劇場／ホテルメトロポリタン高崎
- 15 5 歳児健診の診察に関する研修会の周知について  
高木常任理事 日医  
日時：令和 7 年 9 月 21 日（日）13:00～16:40  
場所：WEB 開催

16 医業承継支援に向けた包括連携に関する協定について

高木 常任理事

【締結式】日時：令和 7 年 8 月 20 日（水）16:30～

場所：埼玉県医師会 5 階 大会議室

17 第 44 回医業経営セミナーについて

高木 常任理事

日時：令和 7 年 10 月 23 日（木）17:30～19:30

場所：埼玉県医師会 5 階 大会議室（及び WEB 開催）

18 埼玉県医師会グループ生命保険（団体定期保険）の更改について

高木 常任理事

19 会長・副会長・常任理事・理事報告事項について

そ の 他

## [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

- 1 長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて（12枚）  
登坂常任理事 日医
- 2 注射用サイメリン50mg及び注射用サイメリン100mgの有効期間の延長について（7枚）  
登坂常任理事 県保健医療部
- 3 患者向医薬品ガイド検討会のとりまとめについて（33枚）  
登坂常任理事 日医
- 4 李在明大韓民国大統領来日に伴う毒物及び劇物の適正な保管管理について（3枚）  
登坂常任理事 県農薬危害防止推進協議会
- 5 医薬品等に係る受領文書について（令和7年7月分）（2枚）  
登坂常任理事 日医
- 6 アトモキセチン製剤の安定供給について（3枚）  
登坂常任理事 日医

# 長又常任

## 会費減免申請者(追加)

埼玉県医師会会費減免規程第4条の規定に基づく、会費減免申請者

### 【高齢減免】 5名

都市医師会名	本会会員区分	日医会員区分	氏 名	年 齡	期 間
川口市医師会	B	B	益子紀子	82	3期から
朝霞地区医師会	B	B	鈴木 洋	82	1期から
朝霞地区医師会	B	B	吉田光毅	82	1期から
飯能地区医師会	A	A	芳村紘一	83	1期から
飯能地区医師会	B	B	上井晴夫	84	1期から

### 【医学部卒後5年間減免】 56名

都市医師会名	本会会員区分	日医会員区分	氏 名	卒業年月	期 間
南埼玉郡市医師会	B	A2B	青木信悟	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	飯島 裕太	R4.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	石田 亮太	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	石田 真実子	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	熱海 智之	R4.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	山口 桜子	R3.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	熊谷なつき	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	勝見 大誠	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	三好 克	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	森下 理一	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	大泉 真理奈	R3.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	行定 雅子	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	阿部 祐大	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	伊藤 奎大	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	神山 昂輝	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	川村 杠貴	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	高木 央	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	中田 朱音	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	加藤 陽佳	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	荻原 優衣	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	阿部 美晶	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	松嵜 哲平	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	森 梨香子	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	小野 七菜子	R4.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	鷺尾 高志	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	井貝 晃輔	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	横山 夕果	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	猪又 光太郎	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	佐俣 佳奈	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	佐藤 天馬	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	松川 優佳	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	倉田 百合子	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	片桐 遼人	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	星川 遥紀	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	田中 秀典	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	土屋 宏輝	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	立石 翔馬	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	渡名喜 尚也	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	藤田 望	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	森平 雄太	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	山口 雄太郎	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	大津 龍太郎	R5.3	R7.1期から

越谷市医師会	B	B	森 有輝	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	湯地 晃太郎	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	岩崎 陸央	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	梶原 嶽	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	内藤 嶺	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	富永 千尋	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	中山 春菜	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	酒井 一樹	R3.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	B	佐藤 理華	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	古俣 謙大	R5.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	井上 翔登	R4.3	R7.1期から
越谷市医師会	B	A②(B)	今井 理花	R3.3	R7.1期から
春日部市医師会	B	B	山田奏太朗	R3.3	R7.1期から
三郷市医師会	B	A2B	小松凌磨	R4.3	R7.1期から

# 桃木常任

都市医師会別医師会員数（令和7年9月1日現在）

ならびに会員異動（8月分）について

(1) 都市医師会別医師会員数（別紙）

(2) 令和7年8月1日～8月31日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

今回報告数	· · · · ·	84名
入会	· · · · ·	53名
退会	· · · · ·	18名（死亡 2名）
異動	· · · · ·	13名

## 都市医師会別承認済会員数(令和7年9月1日現在)

都市医師会	A1	A2B	B	A2C	C	合計
浦和医師会	325	126	166	13	33	663
川口市医師会	266	55	163	10	21	515
大宮医師会	293	99	222	13	75	702
川越市医師会	175	46	93	0	0	314
熊谷市医師会	118	26	87	0	12	243
行田市医師会	25	7	22	8	0	62
所沢市医師会	180	72	104	0	0	356
蕨戸田市医師会	115	23	54	10	0	202
北足立都市医師会	144	45	94	0	9	292
上尾市医師会	88	13	58	0	1	160
朝霞地区医師会	195	45	103	19	10	372
草加八潮医師会	145	18	44	0	12	219
さいたま市与野医師会	68	38	46	27	2	181
入間地区医師会	74	21	41	0	0	136
飯能地区医師会	59	13	47	0	0	119
東入間医師会	128	43	40	0	0	211
坂戸鶴ヶ島医師会	90	28	23	0	0	141
狭山市医師会	58	18	55	0	10	141
比企医師会	113	25	60	1	0	199
秩父都市医師会	71	27	14	0	0	112
本庄市児玉郡医師会	73	31	37	0	0	141
深谷寄居医師会	95	43	50	7	12	207
北埼玉医師会	73	24	18	7	19	141
南埼玉郡市医師会	137	52	62	0	10	261
越谷市医師会	147	108	229	97	11	592
春日部市医師会	102	42	98	0	12	254
岩槻医師会	51	17	49	0	0	117
北葛北部医師会	38	11	17	0	0	66
吉川松伏医師会	38	5	39	0	0	82
三郷市医師会	58	16	27	0	0	101
埼玉医科大学医師会	4	32	263	86	100	485
防衛医科大学校医師会	1	15	18	0	0	34
＊＊＊ 総 計 ＊＊＊	3,547	1,184	2,443	298	349	7,821
前月比	6	2	11	14	1	34

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1  
 B会員:日本医師会A2B・B  
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】  
 C会員:日本医師会A2C・C

# 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.8.1~令7.8.31

令和7年9月1日報告

No

日本醫師會用

年月日	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会											
浦和医師会	7/7/26 退会 A2B → 退会	死亡			内	ナカネ ハルユキ 中根 晴幸	336-0918	さいたま市緑区松木3-16-6	医)明医研 ハーモニークリニック	048-875-7888 048-875-7885	
浦和医師会	7/7/31 退会 A2B → 退会	退職			眼	ミケガワトモリ 皆川 友憲	330-0061	さいたま市浦和区常盤10-7-11	一医)社団泰成会 こんの眼科	048-830-0533 048-830-0534	
浦和医師会	7/9/1 入会 → B				消内	イシイタケヒロ 石井 剛弘	336-0931	さいたま市緑区原山3-15-31	医)博仁会 共済病院	048-882-2867 048-882-2887	
浦和医師会	7/9/1 異動 → A2B 勤務先	施設異動 現住所変更	管理者交代		内 婦	フセアヤ 布施 彩	336-0926	さいたま市緑区東浦和6-20-4	一医) 布施小児科内科医院	048-874-1519 048-799-3993	メアド、 携帯番号
浦和医師会	7/9/1 入会 → A1				内 呼内 感内	ネイ カバト 根井 貴仁	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂2-1-8 浦和駅前メディカル3階	あずさクリニック 医)社団桐和会	048-681-9871 048-681-9870	
川口市医師会	7/4/1 A2B → A1	異動 会員区分変更	管理者交代		内 他	タカナシマサシ 高梨 雅史	333-0832	川口市神戸258-2 川口さくらテラス2階	タムスさくらクリニック川口	048-271-9562 048-271-9652	
川口市医師会	7/4/1 → B	入会			内	サトウトリル 佐藤 俊意	332-0026	川口市南町2-7-3		048-251-1123	
川口市医師会	7/6/8 → B	入会			産	セキネアコ 閑根 愛子	333-0846	川口市南前川2-4-20	はまだ内科・消化器外科クリニック 医)社団紡世会	048-251-5290 048-265-5374	
川口市医師会	7/6/10 → B	異動 勤務先	施設異動		内	コイケアキオ 小池 昭夫	333-0831	埼玉県川口市木曽呂1302-1	医療生協さいたま生活協同組合 ふれあい生協病院	048-233-8811 048-233-8822	
川口市医師会	7/8/1 → A1	異動 勤務先	施設異動	管理者交代	内 小	ヤマダアユミ 山田 歩美	333-0831	埼玉県川口市木曽呂1302-1	医療生協さいたま生活協同組合 ふれあい生協病院	048-233-8811 048-233-8822	
川口市医師会	7/8/1 → A1	異動 勤務先	施設異動	管理者交代	内	シルビテツヤ 忍 哲也	333-0831	川口市木曽呂1317	医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院	048-296-4771 048-296-7182	
川口市医師会	7/8/1 A1 → B	異動 会員区分変更	管理者交代		内 消内	マスダヨシ 増田 剛	333-0831	川口市木曽呂1317	医療生協さいたま生活協同組合 埼玉協同病院	048-296-4771 048-296-7182	
川口市医師会	7/8/1 → A1	入会			内	アケノケイタ 揚野 佳太	332-0035	川口市西青木5-1-40	医療生協さいたま生活共同組合 さいわい診療所	048-251-6002 048-251-6109	
川口市医師会	7/8/1 → A2B	入会			内 整外	オオハラトシユキ 大原 敏之	334-0005	川口市里字深町1628 M.U.C HATOGAYA201号	医)社団 すずき整形外科	048-288-6228 048-288-6223	
大宮医師会	7/3/31 A2C → 退会	退会 その他			研修	ゴリュウキ 五野 裕貴	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財) さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	病院変更
大宮医師会	7/4/1 → A2C	入会			研修	ハラダミサコ 原田 美紗子	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財) さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	
大宮医師会	7/4/1 → C	入会			研修	カタヤマユウ 片山 悠	331-8577	さいたま市北区土呂町1522	医)社団協友会 彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6111 048-665-6112	
大宮医師会	7/4/1 → A2C	入会			研修	ホリエヒロチ 堀江 弘道	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財) さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	
大宮医師会	7/4/1 → A2C	入会			研修	タムラマサキ 田村 正樹	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財) さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	
大宮医師会	7/6/1 A1 → A2B	異動 会員区分変更	管理者交代		内 小外	ノグチマサヒデ 野口 雅秀	331-0074	さいたま市西区宝来1538	一医)政芳会 田中クリニック	048-729-7730 048-729-7731	
大宮医師会	7/7/1 → A2C	入会			研修	オオヤギ・シュンジロウ 大谷木 俊二郎	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財) さいたま市民医療センター	048-626-0011 048-799-5146	
大宮医師会	7/7/24 → A1	入会			内 消内 外 肝	シハラトシコ 篠原 寿彦	330-0846	埼玉県さいたま市大宮区大門町2-118 大宮門街WEST5階	大宮門街のはら医院	048-644-5555 048-644-5556	
大宮医師会	7/8/20 → A1	入会			整外	ワタナベトモヒロ 渡邊 知博	331-0811	埼玉県さいたま市北区吉野町2-189-3	吉野町ファミリークリニック	048-783-3798 048-783-3799	
大宮医師会	7/8/20 → B	入会			小	カナヲユウヒ 金房 雄飛	331-0811	埼玉県さいたま市北区吉野町2-189-3	吉野町ファミリークリニック	048-783-3798 048-783-3799	
大宮医師会	7/9/1 A2B → A1	異動 会員区分変更	管理者交代		内	カワグチトモヒロ 川口 寛裕	331-0057	さいたま市西区中野林643-2	一医) けやき医院	048-620-1222 048-620-1223	
大宮医師会	7/9/1 A1 → A2B	異動 会員区分変更	管理者交代		内 消内 リウ	カワグチリコ 川口 里江子	331-0057	さいたま市西区中野林643-2	一医) けやき医院	048-620-1222 048-620-1223	
川越市医師会	7/7/31 B → 退会	退会 退職			内 糖内	ハラマサユキ 野原 正行	350-1175	川越市笠幡3724-6	医)社団誠弘会 池袋病院	049-231-1552 049-233-2075	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.8.1～令7.8.31

令和7年9月1日報告

No.2

## 日本医師会用

年月日	変更区分 会員種別	変更事由1 会員区分変更	変更事由3 管理者交代	変更事由5 会員区分変更	変更事由6 管理者交代	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会 熊谷市医師会	7/8/1 異動 B → A1	会員区分変更 管理者交代		外		キタジュンジ 北 順二	360-8567	熊谷市中西4-5-1		社医) 熊谷総合病院	048-521-0065 048-523-5928	
						コンシン 今野 健	360-8567	熊谷市中西4-5-1		社医) 熊谷総合病院	048-521-0065 048-523-5928	
所属医師会 所沢市医師会	7/8/1 異動 A1 → B	会員区分変更 管理者交代		整外		フルタ サキ 古田 紗季	359-1128	所沢市金山町8-6		医)慈桜会 瀬戸病院	04-2922-0221 04-2929-0589	
						イノミ タトシ 猪上 剛敏	359-1151	所沢市若狭3-2570-2		社医)至仁会 よしかわクリニック	04-2938-1122 04-2938-1123	
所属医師会 所沢市医師会	7/7/1 異動 → A2B	施設異動 勤務先		内	腎内	フクモト ツヨシ 福元 剛	359-1151	所沢市若狭4-2468-31		医)元気会 わかさクリニック	04-2949-2426 04-2949-2606	
						ムラガミ ヨシヒコ 村上 義彦						
蕨戸市医師会	7/6/2 退会 A2B → 退会	医師会の異動		内	リウ							
朝霞地区医師会	7/7/1 入会 → A1			消内		コイト ユウダイ 小糸 雄大	352-0032	埼玉県新座市新堀2-9-35		こいとクリニック	042-497-9892 042-497-9893	
						アスマ コウキ 東 航輝	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2B			他		ウムラ ネネ 梅村 寧々	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						ヤクヒテアキ 薬 英昭	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		ニシワキ シュンスケ 西脇 駿之介	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						ヤザワ アキ 矢澤 彩季	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		ツバカラ ミハル 辻村 翠栞	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						サイウ ケイ 齊藤 景	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		アスマ リョウタ 東 亮太	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						マツカラ リサ 松倉 里紗	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → B			救急		タヌミ アキヒデ 高見 昇秀	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						ナガタ アヤコ 永田 純子	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		タバシ エミ 高橋 優美	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						コバヤシ アヤカ 小林 礼佳	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		ヤマグチ ユイ 山口 ゆい	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						カイショウタ 深井 翔太	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		カザキ マイ 神崎 舞	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						モリケンタロウ 森 健太朗	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → B			救急		ドウジョウレオ 道上 恵欧	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
						ゴトウ アカリ 後藤 朱里	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → A2C			研修		シマダ ヒロム 島田 浩生	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5		さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.8.1～令7.8.31

令和7年9月1日報告

No.3

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
7/4/1 さいたま市与野医師会	入会 → B				救急	タクハシコウキ 鷹巣 浩気	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	
7/7/31 さいたま市与野医師会	退会 A1 → 退会	医師会の異動			内 消内 外 肛	シノハラトヨコ 篠原 寿彦	338-0003	さいたま市中央区本町東7-5-3	一医)ヒコズ会 北与野しのはら医院	048-714-0325 048-714-0326	
7/9/1 さいたま市与野医師会	入会 → A2B				眼	シマザキ ハルナ 島崎 晴菜	338-0013	さいたま市中央区鈴谷2-633	医)康久会 南与野にかわ眼科	048-859-8080 048-859-8081	
7/5/1 入間地区医師会	入会 → B				内 呼内	フジモリケンジ 藤盛 健二	358-0003	入間市豊岡1-13-3	社会医療法人東明会 原田病院	04-2962-1251 04-2962-0865	
7/8/2 入間地区医師会	退会 A1 → 退会	死亡			内	コバヤシヨシキ 小林 良樹	358-0014	入間市宮寺2417	医)一晃会 小林病院	04-2934-5121 04-2934-3001	
7/7/31 東入間医師会	退会 A1 → 退会	退職			外	セオ アキヒコ 瀬尾 明彦	356-0038	ふじみ野市駒林元町3-5-3	医)瑞友会 ふじみ野腎クリニック	049-278-1110 049-278-1150	
7/8/1 東入間医師会	異動 B → A1	会員区分変更 管理者交代			外	サトウオサム 佐藤 紀	356-0038	ふじみ野市駒林元町3-5-3	医)瑞友会 ふじみ野腎クリニック	049-278-1110 049-278-1150	
7/8/1 東入間医師会	入会 → A1				内 腎内	テラオ マサアキ 寺尾 政昭	354-0035	埼玉県富士見市ふじみ野西1-17-6 SAKURAビル2階	ふじみ野WESTクリニック	049-293-3722 049-293-3610	
7/8/1 東入間医師会	入会 → A1				内 泌	アライ ユウイチ 新井 悠一					
7/8/1 坂戸鶴ヶ島医師会	入会 → B				内	ハバ ヨウコ 馬場 葉子	350-2213	鶴ヶ島市大字脚折1440-2	医)菊一會 鶴ヶ島池ノ台病院	049-287-2288 049-287-3529	
7/8/1 比企医師会	入会 → B				整外	エノモト イワ 榎本 郁子	350-0152	比企郡川島町上伊草833-1	榎本医院	049-297-8505 049-297-8506	
7/3/31 越谷市医師会	退会 B → 退会	退職			内	ナワタロウ 名和 達郎	343-0845	越谷市南越谷4-1-17		048-999-6619 048-999-6641	
7/3/31 越谷市医師会	退会 A2C → 退会	退職			研修	サトウリョウ 佐藤 諒	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	秋山内科小児科医院 獨協医科大学埼玉医療センター	048-965-1111 048-965-1127	
7/3/31 越谷市医師会	退会 A2B → 退会	退職			精	ササキリョウ 佐々木 瞳	343-0851	越谷市七左町4-358	医)秀峰会 北辰病院	048-985-3333 048-985-3366	
7/7/31 越谷市医師会	退会 B → 退会	退職			小	ヨシダケイ 吉田 圭	343-0828	越谷市レイクタウン2-2-6	医)社団紡 つむぎこどもクリニック	048-989-2650 048-989-2653	
7/8/4 越谷市医師会	入会 → A1				整外 リハ	シナダリョウタ 品田 良太	343-0845	埼玉県越谷市南越谷4-11-5 トラビ南越谷4F	医)裕里会 西郷整形外科リハビリクリニック越谷院	048-961-8156 048-961-8157	
7/9/1 越谷市医師会	入会 → A2B				整外	ハタタダヒロ 秦 忠佑	343-8555	越谷市南越谷2-1-50		048-965-1111 048-965-1127	
7/7/1 春日部市医師会	入会 → B				血内	キムラ ミヒコ 木村 文彦	344-0067	春日部市中央1-53-16	獨協医科大学埼玉医療センター 医)社団嬉泉会	048-965-1111 048-736-0111	
7/7/24 春日部市医師会	退会 C → 退会	その他			研修	ミヤウチ ユウタ 宮内 悠斗	344-8588	春日部市中央6-7-1	春日部市立医療センター	048-735-1261 048-734-2471	
7/4/1 岩槻医師会	入会 → B				循内	カバヤマミサコ 亀山 美佐子	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
7/7/1 岩槻医師会	入会 → B				整外	マエダ フサリ 前田 興範	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
7/7/1 岩槻医師会	入会 → B				整外	カカス トリアキ 嘉数 智亮	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
7/8/31 岩槻医師会	退会 B → 退会	退職			脳外	キムラ シゲシ 木村 重吉	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
7/4/1 北葛北部医師会	入会 → A1				内	ツカダヒロキ 塚田 弘樹	345-0023	北葛飾郡杉戸町本郷273-1	医)社団廣和会 埼玉杉戸診療所	0480-48-6904 0480-48-6905	
7/3/31 埼玉医科大学医師会	退会 B → 退会	医師会の異動			腎内	ハギハラリョウタ 萩原 龍太	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2B				小	ヒケタセイ 樋下田 晟良	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111 049-294-8222	
7/3/31 防衛医科大学校医師会	退会 A2B → 退会	退職			内 循内	オオヌヌ ブタカ 大鈴 文孝	359-8513	所沢市並木3-2	防衛医科大学校	04-2995-1211 04-2996-5212	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.8.1～令7.8.31

令和7年9月1日報告

No.4

日本医師会用

年 月 日 所属 医 師 会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏 名	郵便番号	住 所	医 療 機 関	電話番号 FAX番号	備 考
7/7/1 防衛医科大学校医師会	退会 B → 退会	医師会の異動		血内	キムラ フミコ 木村 文彦	359-8513	所沢市並木3-2		防衛医科大学校病院	04-2995-1511 04-2995-0633	
7/8/1 防衛医科大学校医師会	入会 → B			無	ヒロオカ ノア 廣岡 伸隆	359-8513	所沢市並木3-2		防衛医科大学校病院	04-2995-1511 04-2995-0633	
7/8/1 防衛医科大学校医師会	入会 → A2B			内	伊藤 マサル 伊藤 正孝	359-8513	所沢市並木3-2		防衛医科大学校病院	04-2995-1511 04-2995-0633	

# 桃木常任

都市医師会別医師会員数（令和7年8月1日現在）

ならびに会員異動（7月分）について

(1) 都市医師会別医師会員数（別紙）

(2) 令和7年7月1日～7月31日までの、入会・退会・異動にかかる報告。（内訳は別紙）

今回報告数	· · · · ·	208名
入会	· · · · ·	150名
退会	· · · · ·	46名（死亡 7名）
異動	· · · · ·	12名

## 都市医師会別承認済会員数(令和7年8月1日現在)

都市医師会	A1	A2B	B	A2C	C	合計
浦和医師会	324	128	165	13	33	663
川口市医師会	265	55	160	10	21	511
大宮医師会	292	98	221	10	74	695
川越市医師会	175	46	94	0	0	315
熊谷市医師会	118	26	87	0	12	243
行田市医師会	25	7	22	8	0	62
所沢市医師会	180	72	104	0	0	356
蕨戸田市医師会	115	24	54	10	0	203
北足立都市医師会	144	45	94	0	9	292
上尾市医師会	88	13	58	0	1	160
朝霞地区医師会	194	46	103	19	10	372
草加八潮医師会	145	18	44	0	12	219
さいたま市与野医師会	69	34	41	15	1	160
入間地区医師会	75	21	40	0	0	136
飯能地区医師会	59	13	47	0	0	119
東入間医師会	126	43	41	0	0	210
坂戸鶴ヶ島医師会	90	28	22	0	0	140
狭山市医師会	58	18	55	0	10	141
比企医師会	113	25	59	1	0	198
秩父都市医師会	71	27	14	0	0	112
本庄市児玉郡医師会	73	31	37	0	0	141
深谷寄居医師会	95	43	50	7	12	207
北埼玉医師会	73	24	18	7	19	141
南埼玉郡市医師会	137	52	62	0	10	261
越谷市医師会	146	108	231	98	11	594
春日部市医師会	102	42	97	0	13	254
岩槻医師会	51	17	47	0	0	115
北葛北部医師会	37	11	17	0	0	65
吉川松伏医師会	38	5	39	0	0	82
三郷市医師会	58	16	27	0	0	101
埼玉医科大学医師会	4	31	264	86	100	485
防衛医科大学校医師会	1	15	18	0	0	34
＊＊＊ 総 計 ＊＊＊	3,541	1,182	2,432	284	348	7,787
前月比	-7	11	13	38	55	110

【埼玉県医師会会員区分】

{ A会員:日本医師会A1  
 B会員:日本医師会A2B・B  
 B特会員:日本医師会A2B・B【大学医師会会員】  
 C会員:日本医師会A2C・C

※前月までにMAMISで申請があり、埼玉県医師会の理事会にて承認された会員数となります。

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.1

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	会員種別	変更事由2	変更事由4	変更事由6						
浦和医師会	7/3/31	退会	その他			内	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460		048-873-4111	他医療機関に異動
		A2B → 退会							さいたま市立病院	048-873-5451	
浦和医師会	7/3/31	退会	医師会の異動			眼	330-0061	さいたま市浦和区常盤10-7-11	一医)社団泰成会	048-830-0533	
		A2B → 退会							こんの眼科	048-830-0534	
浦和医師会	7/4/1	入会				研修	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		→ C								048-873-5451	
浦和医師会	7/4/1	入会	→ A2C			研修	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		→ A2C								048-873-5451	
浦和医師会	7/4/1	入会				研修	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		→ A2C								048-873-5451	
浦和医師会	7/4/1	異動	会員区分変更			内	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		A2B → B								048-873-5451	
浦和医師会	7/4/1	入会				研修	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		→ C								048-873-5451	
浦和医師会	7/4/1	入会				研修	336-8522	さいたま市緑区大字三室2460	さいたま市立病院	048-873-4111	
		→ C								048-873-5451	
浦和医師会	7/6/30	退会	医師会の異動			内 呼内	336-0015	さいたま市南区太田塹1973-5	医)有隣会	048-885-5307	
		B → 退会							わかさ病院	048-885-5309	
浦和医師会	7/7/1	入会				内 心内	330-0061	さいたま市浦和区常盤10-9-20	一医)藤友会	048-825-3875	
		→ B				呼内 循内			加藤整形外科	048-825-3048	
浦和医師会	7/8/1	入会				消内	336-0931	さいたま市緑区原山3-15-31	医)博仁会	048-882-2867	
		→ A2B							共済病院	048-882-2887	
浦和医師会	7/8/25	退会	退職			消内 外	336-0025	さいたま市南区文蔵3-27-3	医)	048-866-2511	
		A1 → 退会							屋成外科胃腸科医院	048-866-2511	
川口市医師会	7/6/30	退会	退職			内 心内	332-0002	川口市弥平2-18-8	医)社団健真会	048-224-1600	
		A2B → 退会				外			めぐみクリニック	048-224-1602	
川口市医師会	7/9/1	入会				消内	334-0013	川口市南鳩ヶ谷1-9-6	医)定正会	048-282-6000	
		→ A2B							フクダクリニック	048-282-7808	
大宮医師会	7/3/31	退会	退職			整外	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財)	048-626-0011	
		A2C → 退会							さいたま市民医療センター	048-799-5146	
大宮医師会	7/3/31	退会	その他			心内 精	330-0804	さいたま市大宮区堀の内町2-564	医)福慈会	048-686-2251	法人変更
		B → 退会							夢眠ホスピタルさいたま	048-685-5570	
大宮医師会	7/4/1	入会				研修	331-8577	さいたま市北区土呂町1522	医)社団協友会	048-665-6111	
		→ C							彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6112	
大宮医師会	7/4/1	入会				研修	331-8577	さいたま市北区土呂町1522	医)社団協友会	048-665-6111	
		→ C							彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6112	
大宮医師会	7/4/1	入会				研修	331-8577	さいたま市北区土呂町1522	医)社団協友会	048-665-6111	
		→ C							彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6112	
大宮医師会	7/4/1	入会				研修	331-8577	さいたま市北区土呂町1522	医)社団協友会	048-665-6111	
		→ C							彩の国東大宮メディカルセンター	048-665-6112	
大宮医師会	7/6/10	入会				外	337-0012	さいたま市見沼区東宮下西196	医)徳洲会	048-686-3111	
		→ B							さいたま記念病院	048-685-3155	
大宮医師会	7/6/13	入会				心内 精	330-0804	さいたま市大宮区堀の内町2-564	医)大町会	048-686-2251	
		→ B							夢眠ホスピタルさいたま	048-685-5570	
大宮医師会	7/6/13	入会				内 消内	330-0804	さいたま市大宮区堀の内町2-564	医)大町会	048-686-2251	
		→ B							夢眠ホスピタルさいたま	048-685-5570	
大宮医師会	7/6/20	退会	医師会の異動			消内	331-0074	さいたま市西区宝来1295-1	医)三慶会	048-623-1101	
		B → 退会							指扇病院	048-624-8539	
大宮医師会	7/6/29	退会	その他			研修	331-0054	さいたま市西区島根299-1	医財)	048-626-0011	転勤
		A2C → 退会							さいたま市民医療センター	048-799-5146	
大宮医師会	7/6/30	退会	その他			眼	330-8503	さいたま市大宮区天沼町1-847	自治医科大学附属さいたま医療センター	048-647-2111	休職
		B → 退会								048-648-5166	
大宮医師会	7/6/30	退会	その他			整外	330-0852	さいたま市大宮区大成町3-248-1	森整形外科	048-653-6600	勤務先変更
		B → 退会							みよしビル2F	048-653-8808	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.2

日本医師会用

年月日	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会											
大宮医師会	7/7/6 退会 A1 → 退会	死亡				ウチダヒサコ 内田 繖紗子	331-0804	さいたま市北区土呂町1-26-3	内田外科医院	048-665-3131 048-665-3132	
大宮医師会	7/7/8 入会 → A2B				産婦	アミトヨシ 阿美 聰明	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-1-27 小暮ビル4階	一医)社団しらゆき ジャスマニレディースクリニック大宮	048-856-9860 048-856-9861	
川越市医師会	7/4/1 異動 A1 → B	会員区分変更			外 乳外 消外	ドツカタツヤ 富塚 龍也	350-1167	川越市大袋新田977-9	医)ユ-カ 武藏野総合病院	049-244-6340 049-244-6302	
川越市医師会	7/5/12 退会 A2B → 退会	死亡			内 外 整外	ナガクラコウヘイ 永倉 幸平	350-0036	川越市小仙波町2-21-2	永倉外科胃腸科	049-225-4525 049-225-4546	
川越市医師会	7/6/16 入会 → A1				精	タカラケイシケ 高橋 恵介	350-1124	川越市新宿町4-7-5	医)川越同仁会 川越同仁会病院	049-242-0967 049-247-2911	
川越市医師会	7/6/30 退会 B → 退会	退職			整外	ナカムラエイシ 中村 英資	350-0042	川越市中原町1-12-1	医)刀圭会 本川越病院	049-222-0533 049-224-2109	
川越市医師会	7/7/1 入会 → A2B				耳	モリタマサト 森田 優登	350-0043	川越市新富町2-21-8	医)森田耳鼻咽喉科医院	049-222-1535 049-227-6041	
川越市医師会	7/7/1 異動 A1 → A2B 管理者交代	会員区分変更 管理者交代			内 小	オオツカヒロ 大塚 宏子	350-1141	川越市寺尾88-1	一医)河靖会 河野医院	049-243-9464 049-248-9275	
川越市医師会	7/7/21 退会 B → 退会	死亡			眼	キシヤヨイ	350-0824	川越市石原町1-10-3	岸眼科医院	049-223-1900 049-225-1565	
熊谷市医師会	7/6/1 入会 → B				脳外	キッカユウイチロウ 吉川 雄一郎	360-0105	熊谷市板井1696	地独行法)埼玉県立病院機構 埼玉県立循環器・呼吸器病センター	048-536-9900 048-536-9920	
熊谷市医師会	7/6/30 退会 A1 → 退会	退職			心内 精	ジョウコウ タイシケ 城甲 泰亮	360-0034	熊谷市万平町1-13	一医)弥生会 熊谷神経クリニック	048-524-1181 048-524-1179	
行田市医師会	7/7/31 退会 B → 退会	退職			産婦	アカシヨシユキ 明石 達之	361-0021	行田市富士見町2-17-17	医)社団清幸会 行田中央総合病院	048-553-2000 048-553-2009	
所沢市医師会	7/5/23 入会 → A2B				眼	フジモリケイタ 藤盛 圭太	359-1106	所沢市東狭山ヶ丘4-2692-1	社医)至仁会 圈央所沢病院	04-2920-0500 04-2920-0501	
所沢市医師会	7/5/23 入会 → B				外	ムラヤマミヅル 村山 道典	359-0045	埼玉県所沢市美原町2-2934-3	社会医療法人 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	04-2997-8199 04-2997-8196	
所沢市医師会	7/5/23 入会 → B				脳外	オオイカワヒデトシ 大井川 秀聰	359-0045	埼玉県所沢市美原町2-2934-3	社会医療法人 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	04-2997-8199 04-2997-8196	
所沢市医師会	7/5/23 入会 → B				麻	ユキヒラナオコ 雪平 奈緒子	359-1128	所沢市金山町8-6	医)慈桜会 瀬戸病院	04-2922-0221 04-2929-0589	
所沢市医師会	7/5/23 入会 → B				内 外	モリサキヨシヒサ 森崎 善久	359-0045	埼玉県所沢市美原町2-2934-3	社会医療法人 埼玉巨樹の会 所沢美原総合病院	04-2997-8199 04-2997-8196	
所沢市医師会	7/6/29 退会 B → 退会	退職			皮	ジミズアイ 清水 愛	359-1151	所沢市若狭4-2468-31	医)元気会 わかさクリニック	04-2949-2426 04-2949-2606	
上尾市医師会	7/7/31 退会 A1 → 退会	退職			内 外 麻	タカイタオ 田中 郁夫	362-0072	上尾市中妻5-12-5	中妻クリニック	048-770-0722	
上尾市医師会	7/8/1 入会 → A1				眼	ソノタマサオ 園田 正雄	362-0036	埼玉県上尾市宮本町3-2 A-GEOタウン1F108区画	上尾そのだ眼科	048-788-5677 048-788-5675	
朝霞地区医師会	7/5/1 異動 B → A1 管理者交代	会員区分変更 管理者交代			内 リウ	スギイショウジン 杉井 章二	351-0035	朝霞市朝志ヶ丘1-7-7	医)ル力会 村山クリニック	048-471-1636 048-474-2083	
朝霞地区医師会	7/7/4 入会 → A2C				研修	ミヤウチハナ 宮内 波奈	351-0102	和光市諫訪2-1	独行法)国立病院機構 埼玉病院	048-462-1101 048-464-1138	
朝霞地区医師会	7/8/1 入会 → B				整外	ナガカラダイシケ 永倉 大輔	351-0023	朝霞市溝沼1340-1	医)社団武蔵野会 TMGあさか医療センター	048-466-2055 048-466-2059	
朝霞地区医師会	7/8/1 入会 → B				皮	ハマフミ 濱 美美	351-0105	和光市西大和団地1-6-3	医)社団 門田医院	048-461-6412 048-461-6020	
朝霞地区医師会	7/8/1 入会 → B				消内	セキタヨシヒサ 関田 吉久	352-0003	新座市北野2-14-8	医)昭仁会 北野病院	048-481-1621 048-481-3235	
草加八潮医師会	6/9/30 退会 A1 → 退会	退職			内	ミキチカオ 三木 誠雄	340-0822	八潮市大瀬6-9-7 I-Kビル6階 602号室	医)社団碧水会 八潮駅前在宅クリニック	048-954-5508 048-954-5509	
草加八潮医師会	6/9/30 退会 A1 → 退会	退職			循内 循外	ドオカヒテユキ 富岡 秀行	340-0815	埼玉県八潮市八潮4-9-9 八潮メディカルビル2階	医)道心会 草加八潮循環器クリニック	048-954-7371 048-954-7372	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.3

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
草加八潮医師会	6/10/1 入会 → A1				循内	ツカゴシ マサキ 塚越 正樹	340-0815	埼玉県八潮市八潮4-9-9 八潮メディカルビル2階	医)道心会 草加八潮循環器クリニック	048-954-7371 048-954-7372	
草加八潮医師会	6/10/1 入会 → A1				内 麻 救急	ワキタマミ 脇田 真奈美	340-0822	八潮市大瀬6-9-7 I-Kビル6階 602号室	医)社団碧水会 八潮駅前住宅クリニック	048-954-5508 048-954-5509	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → A1				内	カバハビサ 高橋 央	340-0822	八潮市大瀬6-9-7 I-Kビル6階 602号室	医)社団碧水会 八潮駅前住宅クリニック	048-954-5508 048-954-5509	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	カトウエリ 加藤 愛理	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	ミツハナナト 三橋 直斗	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	ヤハタノミ 八幡 のぞみ	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	オノタカシ 小野 貴志	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	タケカリユウキ 田中 琉貴	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/4/1 入会 → C				研修	イノウエテツロ 井上 徹大	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/5/31 退会 A1 → 退会	退職			内 腎内	ススキヒロ 鈴木 博貴	340-0822	八潮市大瀬5-1-15 さいゆうサードヴィレッジ2・3階	医)埼友会 埼友八潮クリニック	048-954-5260 048-954-5261	
草加八潮医師会	7/6/1 入会 → B				外	ババヒロノブ 馬場 裕信	340-0043	草加市草加2-21-1	草加市立病院	048-946-2200 048-946-2211	
草加八潮医師会	7/6/10 退会 A2B → 退会	死亡			産婦	オカモトマサキ 岡本 将器	340-0011	草加市栄町2-12-5	一医)財団港衛生会 松原レディースクリニック	048-936-3251 048-935-4616	
草加八潮医師会	7/7/1 入会 → A1				精	ヨシハラリョウヤ 吉原 良哉	340-0815	埼玉県八潮市八潮6-16-4 セレクト21八潮南3号	ときめき在宅診療所	048-911-0011 050-3488-	
さいたま市与野医師会	7/3/31 退会 A2C → 退会	その他			研修	ヤマモトシンペイ 山本 駿平	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	職場変更に伴い
さいたま市与野医師会	7/3/31 退会 A2C → 退会	その他			研修	タナベハツネ 田部 初音	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	職場変更に伴い
さいたま市与野医師会	7/3/31 退会 A2C → 退会	その他			研修	アサミタキヤ 浅見 拓哉	330-8553	さいたま市中央区新都心1-5	さいたま赤十字病院	048-852-1111 048-852-3120	職場変更に伴い
さいたま市与野医師会	7/4/1 入会 → B				小	イバタタクロー 稻邊 拓郎	330-8777	さいたま市中央区新都心1-2	埼玉県立小児医療センター	048-601-2200 048-601-2201	
入間地区医師会	7/4/1 入会 → A2B				精	イケムラカ 池村 美佳	358-0012	入間市東藤沢5-9-2	医)社団松風会 松風莊病院	04-2962-3091 04-2964-0195	
入間地区医師会	7/7/22 退会 B → 退会	退職			内 循内	オサワリュウキ 小澤 典行	358-0003	入間市豊岡1-13-3	社会医療法人東明会 原田病院	04-2962-1251 04-2962-0865	
入間地区医師会	7/8/1 入会 → A1				内	フクモトヨシ 福元 剛	358-0003	埼玉県入間市豊岡1-8-30 豊岡リーナファーム1階、2階	三つ葉在宅クリニック	04-2936-7735	
入間地区医師会	7/8/1 入会 → A1				内 血内	アラカニヒデキ 新垣 秀樹	358-0024	埼玉県入間市久保稻荷1-29-1 第二深井ビル101	がじゅまる内科クリニック	04-2964-0789 04-2964-0788	
飯能地区医師会	7/8/1 異動 A2B → B	会員区分変更			内	コムロトモコ 小室 朋子	350-1211	日高市大字森戸新田99-1	医)積仁会 旭ヶ丘病院	042-989-1121 042-989-6621	
飯能地区医師会	7/8/1 異動 A2B → B	会員区分変更			脳外	ワカマツタシ 若松 武志	357-0033	飯能市八幡町2-3	医)徳明会 小室クリニック	042-972-3061 042-974-0260	
飯能地区医師会	7/8/1 入会 → B				内 呼内	ハラショウスケ 原丈介	357-0016	飯能市下加治137-2	医)靖和会 飯能靖和病院	042-974-2311 042-974-2316	
東入間医師会	7/3/31 退会 B → 退会	医師会の異動			産婦	アミトシャキ 阿美 聰明	354-0017	富士見市針ヶ谷526-1	医)恵愛会 恵愛病院	049-252-2121 049-252-2196	
東入間医師会	7/7/31 退会 A2B → 退会	その他			整外	ヤマサキコウジ 山崎 浩司	354-0021	富士見市鶴馬3477-1	医)	049-251-0011 049-251-0107	年会費が高いため
東入間医師会	7/7/31 退会 A2B → 退会	その他			整外	エンドウリュウキ 遠藤 則行	354-0021	富士見市鶴馬3477-1	医) 根本外科整形外科	049-251-0011 049-251-0107	年会費が高いため

# 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1~令7.7.3

令和7年8月1日報告

No

日本醫師會用

年月日	変更区分	変更事由1 会員種別	変更事由3 変更事由2	変更事由5 変更事由4	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会		7/4/1 退会 A1 → 退会	医師会の異動		内 整外	カジタマサヒト 梶田 匡史	350-1305	狹山市入間川下向沢1164-1	一医)社団匡懇会 梶田医院狭山	04-2959-6000 04-2959-9571	
狹山市医師会		7/8/1 異動 A1 → B	廃業B		内 皮	ウタノヒロ 歌野 宏	350-1316	狹山市南入曽567-6	歌野内科クリニック	04-2958-8148 04-2958-8148	
狹山市医師会		7/6/2 退会 B → 退会	死亡		外	キノシタシンイチ 木下 仁一	355-0328	比企郡小川町大塚660	医)木下同仁会 木下医院	0493-72-0375 0493-72-2813	
比企医師会		7/8/1 入会 → B			内 消内	タダセイチロウ 須田 清一郎	355-0021	東松山市神明町1-15-10	公益社団法人東松山医師会 東松山医師会病院	0493-22-2822 0493-22-8903	
比企医師会		7/4/20 退会 B → 退会	死亡		内 消内	ナガカミセイイチ 中神 誠一	367-0217	本庄市児玉町八幡山321	一医) 中神内科クリニック	0495-72-1555 0495-23-9547	
本庄市児玉郡医師会		7/6/25 退会 A2B → 退会	死亡		内 岡治道	オカハルミチ	367-0031	本庄市北堀810	医)桂水会 岡病院	0495-24-8821 0495-21-7640	
本庄市児玉郡医師会		7/6/30 退会 A1 → 退会	退職		内 他	タケウチジンコ 竹内 純子	369-0201	深谷市岡2757-3	医)社団慶城会 なすはらクリニック	048-577-7028 048-580-7029	
深谷寄居医師会		7/7/1 入会 → B			内	ナスバラヨウイチ 南須原 洋一	369-0201	深谷市岡2757-3	医)社団慶城会 なすはらクリニック	048-577-7028 048-580-7029	
深谷寄居医師会		7/7/1 入会 → A1			内	トクマルヒサン 徳丸 久	369-0201	深谷市岡2757-3	医)社団慶城会 なすはらクリニック	048-577-7028 048-580-7029	
越谷市医師会		7/3/31 退会 C → 退会	医師会の異動		研修	カワノショウタロウ 川野 翔太郎	343-8577	越谷市東越谷10-32		048-965-2221 048-965-3019	
越谷市医師会		7/6/4 退会 A2C → 退会	退職		研修	スカマショウゴ 洲鎌 秀吾	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	獨協医科大学埼玉医療センター	048-965-1111 048-965-1127	
越谷市医師会		7/6/30 退会 B → 退会	医師会の異動		血内	ケニヨンシント 國吉 真斗	343-8555	越谷市南越谷2-1-50	獨協医科大学埼玉医療センター	048-965-1111 048-965-1127	
越谷市医師会		7/7/1 異動 A1 → A2B	施設異動 勤務先	会員区分変更	産婦	タカミザワミル 高見澤 実	343-0023	越谷市東越谷10-31		048-910-9134 048-910-9136	
越谷市医師会		7/7/1 入会 → B			放	ヨシキ ジュン 吉儀 淳	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	医)社団大和会 慶和病院	048-978-0033 048-977-4158	
越谷市医師会		7/7/1 入会 → B			内 腎内	ネモトヨシカズ 根本 佳和	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	医)社団大和会 慶和病院	048-978-0033 048-977-4158	
越谷市医師会		7/7/9 退会 B → 退会	退職		放	ワヒビト 不破 英登	343-0041	越谷市千間台西2-12-8	医)社団大和会 慶和病院	048-978-0033 048-977-4158	
越谷市医師会		7/7/31 退会 B → 退会	退職		内 呼内	クニカタサワ 國方 佐和	343-0808	越谷市赤山本町7-2	一医)貴昌会 岡野クリニック	048-969-0223 048-969-0224	
越谷市医師会		7/6/16 入会 → A1			形外	クリハラコウジ 栗原 幸司	344-0062	埼玉県春日部市柏壁東1-20-30 2F	くりはら形成外科	048-747-3560	
春日部市医師会		7/6/24 入会 → C			全	ミヤギコウタ 宮城 康太	344-0035	春日部市谷原本新田1200	医)秀和会 秀和総合病院	048-737-2121 048-737-2903	
春日部市医師会		7/7/1 退会 A1 → 退会	医師会の異動		内	ケツミカカンジ 桑島 完治	344-0023	春日部市大枝315		048-735-0001 048-735-0858	
岩槻医師会		7/4/1 入会 → B			整外	イワシロハルミツ 岩城 相光	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
岩槻医師会		7/4/1 入会 → B			麻	サトウシシカ 齋藤 真作	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
岩槻医師会		7/4/1 入会 → B			産婦	アサイエイユキ 浅井 隆之	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
岩槻医師会		7/4/1 入会 → B			放	マツナリイチロウ 松成 一朗	339-8521	さいたま市岩槻区本町2-10-5	医)慈正会 丸山記念総合病院	048-757-3511 048-756-6061	
吉川松伏医師会		7/6/1 入会 → B			泌	ノマタコウイチロウ 野俣 浩一郎	342-0056	吉川市平沼111	医)社団協友会 吉川中央総合病院	048-982-8311 048-981-2062	
吉川松伏医師会		7/6/30 退会 B → 退会	退職		他	ダンヨシキ 段 佳之	342-0056	吉川市平沼111	医)社団協友会 吉川中央総合病院	048-982-8311 048-981-2062	
三郷市医師会		6/10/1 異動 A1 → A2B	施設異動 勤務先	会員区分変更 管理者交代	産婦	ヒキバタリ 引場 真理	341-0004	三郷市上彦名607-1	医)社団泰誠会 永井マザーズホスピタル	048-959-1311 048-959-1125	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.5

日本医師会用

年月日	変更区分	変更事由1	変更事由3	変更事由5	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
所属医師会	会員種別	会員区分変更	会員区分変更	会員区分変更	産婦	キンセイ子	341-0018	三郷市早稲田2-2-10	医)社団泰誠会	048-950-2221	
三郷市医師会	6/10/1	異動	施設異動	会員区分変更		金成一		MMCビル	永井ウインズクリニック	048-950-1011	
三郷市医師会	B → A1	勤務先	管理者交代		内 消内	シグタカシ	341-0035	三郷市鷹野4-494-1	医)財団健和会	048-955-7171	
三郷市医師会	7/3/31	退会	その他			石田 隆志			みさと健和病院	048-948-0007	越谷市医師会入会
三郷市医師会	B → 退会				小	オギワラ サスコ	341-0038	三郷市中央1-3-1	一医)社団紡想舎	048-952-2124	
三郷市医師会	7/7/31	退会	退職			荻原 康子		エムズタウン三郷中央2F	杉浦小児科	048-952-2134	
三郷市医師会	A1 → 退会				他 臨検	タバマモヒテ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	7/3/31	退会	退職			高濱 素秀			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	B → 退会				腎内	ハセガワ ハジメ	350-1123	川越市脇田本町21-7		049-238-8111	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	異動	施設異動	管理者交代		長谷川 元			埼玉医科大学かわごえクリニック	049-238-8273	
埼玉医科大学医師会	B → A1	会員区分変更			消内	ヤカビ コウジ	350-1123	川越市脇田本町21-7		049-238-8111	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	異動	会員区分変更	管理者交代		屋嘉比 康治			埼玉医科大学かわごえクリニック	049-238-8273	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ナカヤマ リカ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					中山 健崇			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ダダ 加世	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					多田 佳世			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ニシヤマ エリ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					西山 枝里			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	スズキ アンナ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					鈴木 杏奈			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	オガタ リリ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					岡田 梨乃			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	マツナガ マユキ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					松永 真幸			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ヤマブキ トント	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					山吹 俊仁			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	イマムラ ヨンハル	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					今村 恵治			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	オオタ トモロ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					太田 智博			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	タケカヨウコ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					田中 陽子			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	フジワライ リ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38		049-276-1111	
埼玉医科大学医師会	→ C					藤原 里			埼玉医科大学病院	049-294-8222	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	アオシカ アユミ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					青鹿 愛弓			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	アサヌマ ドリ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					浅沼 朋憲			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	イケダ マサシ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					池田 真志			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	カネコ ハラ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					金子 乃羽良			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ジグ ケト	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					志水 建斗			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ニミ ユスハ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					新美 袖葉			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ニシウラ アシ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					西浦 嵐			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	マスナガ スバル	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					増永 昇			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	マルオ ヨウコ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					丸尾 陽子			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	
埼玉医科大学医師会	7/4/1	入会			研修	ヤマグチ タカミ	350-1298	日高市山根1397-1		042-984-4111	
埼玉医科大学医師会	→ C					山口 栄史			埼玉医科大学国際医療センター	042-984-0432	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.6

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ウエキ ケイ 植木 廉	350-1298	日高市山根1397-1	埼玉医科大学国際医療センター	042-984-4111 042-984-0432	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	オコノキ リョウマ 小此木 竜馬	350-1298	日高市山根1397-1	埼玉医科大学国際医療センター	042-984-4111 042-984-0432	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	アオキ ナミコ 青木 南風子	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	アキヤマ ヒロシ 秋山 寛	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	アンペ ジョウジ 安倍 稔治	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	フルカワ グンコ 古川 久美子	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	フルハル ケン 古橋 賢	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	マエザワ ミユウ 前澤 美侑	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	マチダ ムネタカ 町田 宗貴	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	マツシマ カズキ 松島 和希	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ミヤザキ カコ 宮崎 佳乃子	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ムラタ ゴセイ 村田 高晟	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	イイシナ ナツヅロウ 岩科 夏二朗	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	カタオカ タクマ 片岡 卓馬	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	カメモリトモヒロ 亀森 智宏	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	キッカワ セイイチロウ 吉川 誠一郎	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	キムラトヨキ 木村 季幹	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	コジマ タクミ 小島 拓海	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	コワグチ ヨシミ 強口 芳史	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	サトウ カズアキ 斎藤 隆文	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	サカイボリトモヒト 堺堀 智仁	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	シカガワ ミキ 品川 実希	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	シブヤ ミヤビ 洪谷 雅	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	シミズ リカ 清水 誠	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	シロタ ハルト 城田 温人	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	シロタ ミスヰ 城田 瑞樹	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	スナダ マサツヨ 砂田 将克	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1~令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.7

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	セキ オイ 関 碧生	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	タカミ リエ 高見 祐里枝	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	タナカ スズハ 田中 涼葉	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ツチヤ アヤカ 土谷 彩香	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ツヅカ ソウシ 手塚 雄士	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ナカニシ コウスケ 中西 康介	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ヤマシロ ケイシ 山城 圭介	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ナガノ サエ 永野 彩瑛	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ワダ カノン 和田 佳音	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ニシムラ マサヨシ 西村 理芳	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	アオキ マイカ 青木 舞香	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ノザワ ヤスタカ 野澤 裕貴	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ハセガワ リカ 長谷川 力斗	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ヨコワ リラ 横川 空	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	ヒガシ カブ 東 香風	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	イケノショウタ 池野 翔大	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → A2C				研修	コバヤシ ナナミ 小林 なな美	350-8550	川越市鴨田1981	埼玉医科大学総合医療センター	049-228-3400 049-226-5274	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	トヨオカ コウ 富岳 眩	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ハヤシダ ユウカ 林田 夕夏	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	マスハラトモカ 益原 朋香	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ヒラツカ ショウイチロウ 平塚 匠一郎	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	スダ コウキ 須田 純基	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ノダ マユ 野田 真祐	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	シゲタ ヒロキ 茂田 裕貴	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	キツギ クウスケ 木次 康亮	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	オサダ ヤシヒロ 長田 康宏	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ヤマシタ リサコ 山下 里彩子	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	

## 埼玉県医師会々員入会・退会異動報告書

令7.7.1～令7.7.31

令和7年8月1日報告

No.8

日本医師会用

年月日 所属医師会	変更区分 会員種別	変更事由1 変更事由2	変更事由3 変更事由4	変更事由5 変更事由6	診療科目	氏名	郵便番号	住所	医療機関	電話番号 FAX番号	備考
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ヤマシタ カズミ 山下 貴史	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	トニガワ サヨリ 富永 小百合	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ミキ ケント 三木 健斗	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ヤスダ ミチエル 保田 宙輝	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ミゾベ ミユウ 溝部 美優	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	リノダ タカヒロ 薗田 貴弘	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ホソカワ アヤ 細川 繼乃	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	サカイ タイキ 坂井 太樹	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	イダ ケン 伊丹 賢	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	オオオカ ノア 大塚 ノア	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	カハシ マヒロ 高橋 まひろ	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ハマダ コウダイ 瀧田 昂大	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	アンドウ ユキエ 安藤 優希枝	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	サトウ ユキヒロ 佐藤 幸篤	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	サトウ ユウ 佐藤 悠生	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ハラトモナ 原 知那	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	ウチヤマ ヒロアキ 内山 宏明	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/4/1 埼玉医科大学医師会	入会 → C				研修	シイトイ ヨヤ 石井 智也	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	
7/6/30 埼玉医科大学医師会	退会 B → 退会	その他			麻	オザキ ミチコ 尾崎 道郎	350-0495	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	埼玉医科大学病院	049-276-1111 049-294-8222	他医師会 入会予定

# 桃木常任

## 埼玉県救急医療情報県民案内運営状況

令和7年4月～令和7年6月

### 1 総案内件数

32,596件

月別相談件数		
4月	5月	6月
9,854	12,345	10,397

### 2 診療科目別案内件数(上位5科目)

順位	1	2	3	4	5
診療科目	小児科	内科	脳神経外科	整形外科	外科
案内件数	6,816	5,002	3,585	3,337	2,379
案内比率	20.9%	15.3%	11.0%	10.2%	7.3%

### 3 曜日別案内件数

- |              |      |        |
|--------------|------|--------|
| (1) 月曜日から金曜日 | 1日平均 | 294.2件 |
| (2) 土曜日      | 1日平均 | 452.2件 |
| (3) 日曜日      | 1日平均 | 584.3件 |

### 4 時間帯別案内件数

一番多い時間帯は 19:00～19:59で、全体の 9.8%  
次に多い時間帯は18:00～18:59で、全体の 8.7%

### 5 地域別案内件数(上位5市町村)

順位	1	2	3	4	5
市町村名	さいたま市	川口市	所沢市	越谷市	川越市
案内件数	5,621	2,645	1,217	1,079	952
案内比率	17.2%	8.1%	3.7%	3.3%	2.9%

### 6 累計件数

令和7年4月1日～6月30日の累計件数は 32,596件

令和6年4月1日～6月30日の累計件数は 33,484件

前年度対比 -888

AI相談件数 5,520 件

AIからの案内件数 20 件

## (集計表)

## 診療科目別案内件数

順位	コード	診療科目	午前	午後	計
1	07	小児科	2,109	4,707	6,816
2	01	内科	1,696	3,306	5,002
3	13	脳神経外科	923	2,662	3,585
4	14	整形外科	742	2,595	3,337
5	09	外科	411	1,968	2,379
6	18	耳鼻咽喉科	318	549	867
7	15	形成外科	127	483	610
8	24	皮膚科	231	260	491
9	23	泌尿器科	135	273	408
10	19	眼科	139	234	373
11	02	消化器科	132	208	340
12	05	循環器科	78	125	203
13	20	産婦人科	47	88	135
14	06	呼吸器科	29	60	89
15	22	婦人科	31	36	67
16	03	胃腸科	24	41	65
17	10	小児外科	8	31	39
18	04	肛門科	17	15	32
18	08	神経内科	14	18	32
20	12	心臓血管外科	3	4	7
21	21	産科	2	4	6
22	11	呼吸器外科	1	1	2
23	16	口腔外科	0	1	1
24	17	救急科	0	0	0
25	25	精神科	0	0	0
26	26	麻酔科	0	0	0
27	27	人工透析	0	0	0
28	28	歯科	41	94	135
29	29	医療相談	0	0	0
30	30	その他	3,010	4,565	7,575
合 計			10,268	22,328	32,596

令和6年9月から集計時間等が変更になりました

集計時間:9:00－9:00から0:00－0:00

時間区分:日勤・夜勤から午前・午後

午前 0:00から12:00まで 午後 12:00から0:00まで

県民案内における案内できなかった件数等

令和7年4月～6月

単位:件

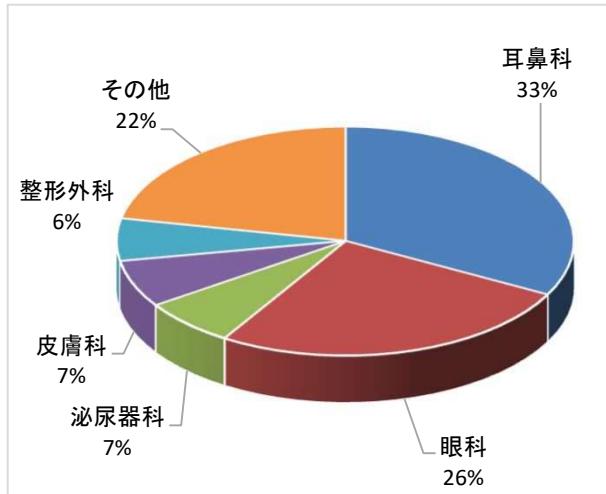
コード	科目	近隣なし	合計	※案内件数	発生比率
01	内科	24	24	5,002	0.5%
02	消化器科	17	17	340	4.8%
03	胃腸科	3	3	65	4.4%
04	肛門科	1	1	32	3.0%
05	循環器科	2	2	203	1.0%
06	呼吸器科	1	1	89	1.1%
07	小児科	28	28	6,816	0.4%
08	神経内科	5	5	32	13.5%
09	外科	12	12	2,379	0.5%
10	小児外科	1	1	39	2.5%
11	呼吸器外科	-	-	2	-
12	心臓血管外科	-	-	7	-
13	脳神経外科	24	24	3,585	0.7%
14	整形外科	45	45	3,337	1.3%
15	形成外科	30	30	610	4.7%
16	口腔外科	10	10	1	90.9%
17	救急科	-	-	-	-
18	耳鼻咽喉科	246	246	867	22.1%
19	眼科	196	196	373	34.4%
20	産婦人科	2	2	135	1.5%
21	産科	-	-	6	-
22	婦人科	4	4	67	5.6%
23	泌尿器科	50	50	408	10.9%

コード	科目	近隣なし	合計	※案内件数	発生比率
24	皮膚科	50	50	491	9.2%
25	精神科	-	-	-	-
26	麻酔科	-	-	-	-
29	人工透析	-	-	-	-
30	歯科	-	-	135	-
31	医療相談	-	-	-	-
31	その他	-	-	7,575	0.0%
合計		751	751	32,596	2.3%

※各科目の案内件数には、近隣なし等の件数は含まれていません。

#### 診療科目別発生件数

1	耳鼻科	246
2	眼科	196
3	泌尿器科	50
4	皮膚科	50
5	整形外科	45
	その他	164



# 桃木常任

埼玉県大人の救急電話相談業務運営状況 令和7年度4月～6月

## (1)曜日及び時間帯別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	平日合計	土	日	祝日年末年始	総合計
日数	12	11	13	13	13	62	12	12	5	91
0:00～0:59	200	174	195	179	176	924	203	215	115	1,457
1:00～1:59	165	133	141	160	172	771	146	188	89	1,194
2:00～2:59	170	122	149	130	152	723	136	136	60	1,055
3:00～3:59	127	110	117	104	118	576	125	145	58	904
4:00～4:59	98	82	99	112	95	486	116	95	73	770
5:00～5:59	105	95	120	121	100	541	109	126	66	842
6:00～6:59	158	135	167	142	142	744	145	204	100	1,193
7:00～7:59	158	137	192	170	170	827	146	283	174	1,430
8:00～8:59	185	151	203	177	162	878	192	330	227	1,627
9:00～9:59	212	145	185	212	166	920	197	428	292	1,837
10:00～10:59	157	109	169	155	126	716	173	361	232	1,482
11:00～11:59	128	96	132	144	134	634	147	305	198	1,284
12:00～12:59	121	110	145	155	143	674	199	358	193	1,424
13:00～13:59	126	115	140	167	140	688	193	326	179	1,386
14:00～14:59	146	99	151	147	137	680	208	334	176	1,398
15:00～15:59	128	133	152	155	123	691	237	334	185	1,447
16:00～16:59	145	148	139	159	153	744	298	350	184	1,576
17:00～17:59	208	162	204	238	203	1,015	394	375	217	2,001
18:00～18:59	312	288	351	362	314	1,627	449	479	219	2,774
19:00～19:59	420	392	472	423	359	2,066	519	463	210	3,258
20:00～20:59	442	384	484	453	453	2,216	453	444	210	3,323
21:00～21:59	362	308	408	380	373	1,831	424	423	189	2,867
22:00～22:59	323	288	344	324	303	1,582	381	343	154	2,460
23:00～23:59	246	196	253	249	263	1,207	260	256	105	1,828
合計	4,842	4,112	5,112	5,018	4,677	23,761	5,850	7,301	3,905	40,817
平均件数/1日	403.5	373.8	393.2	386.0	359.8	383.2	487.5	608.4	781.0	448.5

## 月別相談件数

4月	5月	6月
12,841	14,149	13,827

## (2)年齢別・男女別相談件数

年齢	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70歳以上	不明	合計	男女比
男	1,312	2,202	2,046	2,007	3,086	1,949	3,846	323	16,771	41.1%
女	1,081	4,464	3,152	2,911	3,509	1,813	6,322	320	23,572	57.8%
不明	39	3	0	0	0	2	6	424	474	1.2%
合計	2,432	6,669	5,198	4,918	6,595	3,764	10,174	1,067	40,817	100.0%
構成比	6.0%	16.3%	12.7%	12.0%	16.2%	9.2%	24.9%	2.6%	100.0%	

## (3)地域別相談件数(上位10市町村)

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
市町村名	さいたま市	川口市	川越市	越谷市	所沢市	春日部市	草加市	上尾市	新座市	朝霞市
件数	9,384	3,974	2,026	1,802	1,710	1,637	1,278	1,185	883	763
比率	23.0%	9.7%	5.0%	4.4%	4.2%	4.0%	3.1%	2.9%	2.2%	1.9%

## (4)緊急度評価別件数

緊急度評価	件数	比率
救急車対応要請	8,131	19.9%
1時間以内緊急受診	8,907	21.8%
6時間以内受診	12,421	30.4%
翌日受診	3,964	9.7%
家庭での対応可能	668	1.6%
その他	6,726	16.5%
合計	40,817	100.0%

## (5)医師の助言件数

	件数	比率
オンコール医師	0	0.00%
コールセンター医師	0	0.00%
助言なし	40,817	100.00%
合計	40,817	100.0%

AI電話相談件数	5,520
AI電話相談後の大人の救急電話相談	35

## (6)相談内容別件数(プロトコル名)

プロトコル名	件数	比率	プロトコル名	件数	比率	プロトコル名	件数	比率	プロトコル名	件数	比率
腹痛	3,608	8.84%	咬まれた・刺された	465	1.14%	性器・泌尿器(男性)	161	0.39%	何か液体を飲んだ	59	0.14%
発熱	2,353	5.76%	動けない	430	1.05%	かゆみ	159	0.39%	皮膚異物	59	0.14%
めまい・ふらつき	2,270	5.56%	熱中症	423	1.04%	失神	153	0.37%	多尿・頻尿	58	0.14%
吐き気・吐いた	1,732	4.24%	背中が痛い	421	1.03%	ぜんそくの発作	141	0.35%	ガス吸入・液体誤嚥(気管に入った場合)	46	0.11%
頭痛	1,391	3.41%	吐血・下血・血便	411	1.01%	出血	136	0.33%	乳房痛	43	0.11%
胸が痛い	1,113	2.73%	鼻のけが・鼻血	381	0.93%	「うつ」の訴え	132	0.32%	穿通性損傷	43	0.11%
動悸	1,077	2.64%	くびが痛い・肩が痛い	376	0.92%	呼吸がゼーゼーする	126	0.31%	コンタクトレンズ関連	40	0.10%
息が苦しい	1,070	2.62%	便秘	363	0.89%	墜落・転落	112	0.27%	頸部・背部の外傷	36	0.09%
頭のけが	1,001	2.45%	足首から先の問題	351	0.86%	排尿時痛	107	0.26%	しゃっくり	33	0.08%
手足・顔面のけが	923	2.26%	裂傷	336	0.82%	眼のけが	107	0.26%	低体温	8	0.02%
しひれ(感覚異常)・麻痺	908	2.22%	薬をたくさん飲んだ・間違った薬を飲んだ	309	0.76%	けいれん	104	0.25%	鼻腔内異物	6	0.01%
腰痛	895	2.19%	アレルギー	277	0.68%	眼内異物	104	0.25%	陸内異物	5	0.01%
足(太もものつけ根から足首)の問題	792	1.94%	打撲	257	0.63%	胸やおなかをぶつけた・胸やおなかに刺さった	90	0.22%	外傷および熱傷の応急処置	2	0.00%
発疹	784	1.92%	やけど	255	0.62%	耳鳴り	82	0.20%	しらみ	2	0.00%
のどが痛い	753	1.84%	何か固形物を飲み込んだ	249	0.61%	過喚気	80	0.20%	その他	6,689	16.39%
眼科関連	663	1.62%	ろれつが回らない	225	0.55%	食中毒	76	0.19%	合計	40,817	100.0%
手や腕の問題	647	1.59%	耳痛(耳漏)	201	0.49%	胸焼け	75	0.18%			
風邪をひいた	601	1.47%	瞼からの出血	199	0.49%	耳の外傷・耳の異物	74	0.18%			
意識がおかしい	572	1.40%	尿が出にくい	195	0.48%	魚骨咽頭異物	74	0.18%			
高血圧	536	1.31%	尿の色の異常	194	0.48%	創傷感染・外傷後の感染	71	0.17%			
口の中や歯の問題	535	1.31%	不安・恐怖	171	0.42%	難聴	68	0.17%			
下痢	520	1.27%	不眠	163	0.40%	直腸内異物	60	0.15%			

地域別相談件数順位表 令和7年4月～令和7年6月

順位	市町村コード名	市町村名	件数
1	100	さいたま市	9,384
2	203	川口市	3,974
3	201	川越市	2,026
4	222	越谷市	1,802
5	208	所沢市	1,710
6	214	春日部市	1,637
7	221	草加市	1,278
8	219	上尾市	1,185
9	230	新座市	883
10	227	朝霞市	763
11	215	狭山市	761
12	202	熊谷市	744
13	234	八潮市	695
14	224	戸田市	680
15	225	入間市	621
16	232	久喜市	580
17	237	三郷市	523
18	240	幸手市	485
19	235	富士見市	464
20	212	東松山市	463
21	218	深谷市	446
22	217	鴻巣市	444
23	243	吉川市	435
24	241	鶴ヶ島市	424
25	239	坂戸市	420
26	223	蕨市	410
26	245	ふじみ野市	410
28	231	桶川市	382
29	229	和光市	359
30	210	加須市	342
31	228	志木市	324
32	233	北本市	299
33	209	飯能市	297
34	246	白岡市	266
35	238	蓮田市	253
36	207	秩父市	239
36	343	小川町	239
38	211	本庄市	227
39	464	杉戸町	215
40	301	伊奈町	207
41	206	行田市	197
42	242	日高市	174
43	442	宮代町	169
44	324	三芳町	141
45	216	羽生市	123
46	326	毛呂山町	120
47	465	松伏町	101
48	385	上里町	92
49	408	寄居町	91
50	342	嵐山町	63
51	347	吉見町	60
52	341	滑川町	58
53	346	川島町	55
54	348	鳩山町	35
54	349	ときがわ町	35
56	327	越生町	33
57	383	神川町	26
58	381	美里町	20
59	362	皆野町	18
60	365	小鹿野町	13
61	361	横瀬町	11
62	363	長瀬町	9
63	369	東秩父村	8
	600	その他	1,591
	500	県外	278
		合計	40,817

さいたま市順位表 令和7年4月～令和7年6月

順位	市町村コード名	区名	件数
1	109	さいたま市緑区	1,369
2	104	さいたま市見沼区	1,305
3	107	さいたま市浦和区	1,205
4	108	さいたま市南区	1,025
5	102	さいたま市北区	906
6	101	さいたま市西区	885
7	103	さいたま市大宮区	810
8	110	さいたま市岩槻区	738
9	105	さいたま市中央区	598
10	106	さいたま市桜区	543
		合計	9,384

# 松本常任

第2回

## 一般社団法人全国有床診療所協議会総会 「秋田大会」

メインテーマ 「地域医療のはざまを埋める有床診療所」

開催日 令和7年7月19日(土)・20日(日)

開催場所 秋田キャッスルホテル  
〒010-0001 秋田県秋田市中通1丁目3-5 TEL: 018-834-1141

### プログラム

#### 1日目 令和7年7月19日(土) (受付開始11:30~)

理事会・定時社員総会 (会場 4F 矢留の間)

時間	内容
12:00~12:50	全国有床診療所協議会 理事会 4F 矢留の間
13:00~13:50	全国有床診療所協議会 定時社員総会 4F 矢留の間

(控室 千秋の間)

総会・講演会 (会場 4F 放光の間)

総合司会：秋田県有床診療所協議会 成田裕一郎

時間	内容
14:00~14:50	<p>【総会】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 開会の辞…秋田県有床診療所協議会会长/秋田県医師会常任理事 小野崎圭助</li><li>2. 挨拶<ol style="list-style-type: none"><li>①第2回全国有床診療所協議会総会秋田大会会長/秋田県医師会会长 小泉ひろみ</li><li>②全国有床診療所協議会理事長 小玉 弘之</li></ol></li><li>3. 祝辞 日本医師会会长 松本 吉郎</li><li>4. 議事 (進行) 小野崎圭助</li><li>5. 次期開催県挨拶 滋賀県医師会会长 高橋健太郎</li><li>6. 閉会の辞 秋田県有床診療所協議会理事 高橋 辰</li></ol>
14:50~15:00	休憩 (10分)
15:00~15:45	<p>【講演Ⅰ】 (45分) 「地域医療の中の有床診療所 -現状と今後-」</p> <p>講師：日本医師会総合政策研究機構主席研究員 江口 成美 座長：秋田県有床診療所協議会副会長 最上希一郎</p>
15:45~16:30	<p>【講演Ⅱ】 (45分) 「新しい地域医療構想と医師の偏在対策について」</p> <p>講師：厚生労働省医政局長 森光 敬子 座長：秋田県有床診療所協議会副会長 最上希一郎</p>
16:30~16:40	休憩 (10分)
16:40~17:40	<p>【特別講演Ⅰ】 (60分) 「地域のなかの有床診療所」</p> <p>講師：日本医師会会长 松本 吉郎 座長：秋田県医師会会长 小泉ひろみ</p>

**懇親会（会場 4F 放光の間）**

司会：秋田テレビ 谷 桐子

時間	内容
18:10~20:00	<p><b>[懇親会]</b></p> <p>1. 開会の辞 ..... 秋田県医師会副会長 伊藤 伸一      2. 挨拶          第2回全国有床診療所協議会総会秋田大会会長/秋田県医師会会长 小泉ひろみ      3. 祝辞          ①日本医師会会长 松本 吉郎          ②秋田県知事 鈴木 健太          ③秋田市長 沼谷 純          ④総務副大臣 衆議院議員 富樫 博之          ⑤参議院議員 自見はなこ              (ビデオメッセージ)      4. 乾杯 (次期開催県) ..... 滋賀県医師会会长 高橋健太郎      5. アトラクション      6. 閉会の辞 ..... 秋田県医師会副会長 三浦 進一</p>

**2日目 令和7年7月20日(日) (受付開始8:00~)****講演会・シンポジウム・総括（会場 4F 放光の間） 総合司会：秋田県有床診療所協議会 成田裕一郎**

時間	内容
8:50~10:20	<p><b>[シンポジウム]</b>      テーマ「今こそ、今だからこそ有床診療所の活用を！」</p> <p>座長：秋田県有床診療所協議会会长／秋田県医師会常任理事 小野崎圭助      シンポジスト(各12分)</p> <p>① 「地域に密着した整形外科有床診療所を目指して」 ..... 医療法人城東整形外科 理事長 水谷 嘉      ② 「かかりつけ医機能向上のための有床診療所の取組」 ..... 医療法人栄山会山王胃腸科 理事長 最上希一郎      ③ 「秋田県における産科有床診療所の役割と今後の展望」 ..... 医療法人並木クリニック 理事長 並木 龍一      ④ 「地域医療における耳鼻咽喉科有床診の現状と役割」 ..... 医療法人暁会高橋耳鼻咽喉科眼科クリニック 理事長 高橋 辰</p> <p>ディスカッション (40分)</p> <p>休憩 (10分)</p>
10:20~10:30	
10:30~11:30	<p><b>[特別講演Ⅱ]</b> (60分) 「これから日本の医療政策等について」</p> <p>講師：厚生労働副大臣 仁木 博文      座長：秋田県有床診療所協議会理事／秋田県医師会常任理事 島田 薫</p>
11:30~11:55	<p>【総括】 ..... 日本医師会常任理事 松岡かおり          ..... 全国有床診療所協議会理事長 小玉 弘之</p>
11:55	<p>【閉会の辞】 ..... 秋田県有床診療所協議会副会長 最上希一郎</p>

# 長又常任

# 正田理事

## 令和7年度 関東甲信越静学校医協議会 開催要項

メインテーマ 「子どもたちの健康を守るために」  
～学校医の現状と課題～

日時 会場	令和7年8月7日（木） 都県医師会代表者会議 13：00～13：40 8F オーキッド 協議会 14：00～17：35 6F ローズルームABC 懇親会 17：40～19：00 6F ローズルームD
場 所	京成ホテルミラマーレ
担 当	公益社団法人 千葉県医師会
開催方法	現地開催

### プログラム

12：30～	受付
13：00～	都県医師会代表者会議
14：00	関東甲信越静学校医協議会 開会
14：00～14：20	オープニングセレモニー 習志野市立谷津小学校管弦楽クラブによる合奏
14：30～14：45 各5分	挨拶・来賓祝辞 千葉県医師会会长 入江 康文 千葉県知事 熊谷 俊人 様 日本医師会会长 松本 吉郎 様 日本学校保健会会长 松本 吉郎 様
14：45～17：25 各50分 (休憩5分) 質疑応答含む	講演1. 「児童生徒のWEBでのストレスチェックと不安うつの認知行動療法の活用」 講師：千葉大学大学院医学研究院／子どものこころの発達教育研究センター教授 清水 栄司 様 講演2. 「運動器検診の現状と課題－運動器検診開始後10年－」 講師：日本臨床整形外科学会顧問／日本医師会学校保健委員会委員 新井 貞男 様 講演3. 「千葉県における学校健診改革～より良い健診を児童・生徒へ届けるために～」 講師：八千代市医師会理事／千葉県医師会学校保健研究委員会専門委員 鬼倉 基之 様
17：25～17：30	講評 日本医師会常任理事 渡辺 弘司 様
17：30～17：35	次期当番医師会挨拶
17：35	関東甲信越静学校医協議会 閉会
17：40～19：00	懇親会

# 小室常任

事務連絡  
令和7年8月25日

一般社団法人 埼玉県医師会長様

関東信越厚生局長

## 新規登録保険医集団指導（医科）の実施について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしています（eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします）。

つきましては、別添のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施する旨該当の保険医療機関に通知いたしますので、お知らせいたします。

（連絡先）

関東信越厚生局 指導監査課 櫻井、大山、三上  
〒330-9727  
埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎検査棟2階  
電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

# (別添見本)

関 厚 発 第 号  
令 和 年 月 日

保険医 ○○ ○○ 様

関東信越厚生局長

## 新規登録保険医集団指導（医科）の実施について（通知）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、健康保険法第73条（船員保険法第59条において準用する場合を含む。）、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定により、集団指導を実施することとしていますが、eラーニングを視聴することにより集団指導に出席したものとみなします。

つきましては、下記のとおり関東信越厚生局と埼玉県による集団指導（eラーニング）を実施いたしますので、視聴可能期間内に視聴されるよう通知します。

### 記

#### 1 目 的

保険医療機関における保険診療等について定められている「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等をさらに理解していただき、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的としています。

#### 2 視聴方法

関東信越厚生局のホームページに掲載している集団指導（eラーニング）用URLからログインページにアクセスし、必ず下記5及び6のログインID及びログインパスワードによりログイン後、下記4の視聴可能期間中に集団指導用コンテンツの視聴を完了してください。視聴を完了しなければ、集団指導に出席したとみなされませんのでご留意ください。

また、インターネット環境が無い等の理由により、eラーニングの受講が困難な場合は、関東信越厚生局指導監査課まで来所いただき、視聴することが可能です。詳細につきましては、連絡先までお尋ねください。

なお、ログインの方法等につきましては、別紙をご参照ください。

3 指導実施日（視聴期間最終日）

令和7年9月30日(火)

4 視聴可能期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

5 ログインID（全て半角）

m+都道府県コード11+0+保険医番号5桁

(例) m+1065432 (差し込み印刷で保険医番号を入れる)

※必ず本通知記載のIDと下記ログインパスワードでログインをしてください。他のIDやパスワードでは、出欠確認がとれなくなります。

6 ログインパスワード（全て半角）

saitama070930

7 指導対象者

保険医

8 留意事項

最後まで視聴いただき、必ず画面右上の「終了」ボタンをクリックしてください。「終了」ボタンをクリックせずに視聴を終了した場合、視聴記録が残りませんのでご注意ください。

視聴困難な場合等のお問合せにつきましては、次の連絡先までお願いします。

(連絡先)

関東信越厚生局

指導監査課 櫻井、大山、三上

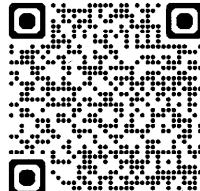
〒330-9727

埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎検査棟2階

電話 048-851-3060、FAX 048-851-3067

【関東信越厚生局HP】



# 小室常任

埼医業Ⅱ第1141号  
令和7年8月13日

郡市・大学医師会長 殿  
(医療保険担当理事 殿)

埼玉県医師会長 金井忠男  
(担当常任理事 小室保尚)  
(公印省略)

## 後期高齢者医療制度 オンライン資格確認の自己負担割合誤表示について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、埼玉県後期高齢者医療広域連合から、標記の件について、別添のとおり通知がありました。

令和7年8月1日から5日までの間、「埼玉県後期高齢者医療広域連合」の一部被保険者の自己負担割合がオンライン資格確認の際、古いデータが表示される事象が発生したことです。貴会管下医療機関において標記事象が確認された場合、別添広域連合からの通知「1誤表示被保険者への対応について」および「2レセプト請求への対応について」のとおりご対応くださいますようお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご承知おきいただき、会員あてご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件についての問い合わせ先は下記のとおりとなります。

### 【問い合わせ先】

埼玉県後期高齢者医療広域連合

- 資格確認に関すること 保険料課 河合・佐藤(武)  
電話 048-833-3125
- 差額調整に関すること 給付課 古瀬・佐々木・佐藤(光)  
電話 048-833-3143

担当:業務課 業務Ⅱ担当 森田・山口  
電話:048-824-2611  
FAX:048-822-8515



埼高広連第2077号  
令和7年8月7日

一般社団法人埼玉県医師会長 金井 忠男 様

埼玉県後期高齢者医療広域連合事務局長  
(公印省略)

### オンライン資格確認の自己負担割合誤表示について

後期高齢者医療制度の運営につきましては、日頃格別の御協力・御支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年8月1日から5日までの間、当広域連合の一部の被保険者において、オンライン資格確認で最新の情報が表示されない状況が生じました。

自己負担割合の変更など被保険者情報に修正が生じた場合、広域連合の標準システムに入力を行うとともに、オンライン資格確認等システムに情報連携する仕組みとなっておりますが、今回発生した事象はこの情報連携操作を誤ってしまい、最新の情報ではない古いデータが表示されたものです。

医療機関の皆様に多大なる御迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げるとともに、下記のとおりの対応とさせていただきたく存じます。

貴団体におかれましては、大変恐縮でございますが周知について御協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 誤表示被保険者への対応について

令和7年8月1日から5日までの間に受診があり、その際、誤表示された自己負担割合で医療費を支払った患者が、それ以降8月末までに再度受診し、医療機関でオンライン資格確認により当月内の自己負担割合の相違が確認できた場合は、大変申し訳ありませんが、正しい自己負担割合でレセプト請求していただくとともに被保険者に対し自己負担額の差額支給又は差額徴収の対応について御協力をお願いいたします。

なお、このような対応が困難な被保険者がおられましたら、広域連合に御連絡くださるようお願いいたします。広域連合にて対応させていただきます。

##### 2 レセプト請求への対応について

誤表示被保険者が令和7年8月1日から5日までの間のみ医療機関を受診した場合や上記1の対応が困難で正しい自己負担区分でレセプト請求できない場合でも、レセプト返戻せず広域連合が被保険者に対して差額支給又は差額徴収を行う対応をいたします。

※ なお、自己負担区分を誤ってデータ連携をした被保険者については、現在リストアップを行っております。

今後、そのリストに基づき該当となる被保険者に対して個別に謝罪文を送付いたします。また、上記2の取扱いについては同リストに基づく対応とさせていただきます。

担当

資格確認に関すること

保険料課 河合・佐藤（武）

電話 048-833-3125

差額調整に関すること

給付課 古瀬・佐々木・佐藤（光）

電話 048-833-3143

# 小室常任

日医発第760号（保険）

令和7年8月7日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公印省略)

## 令和7年10月以降の医療DX推進体制整備加算等の要件の見直しについて (10月よりマイナ保険証利用率の実績要件が引き上がります)

「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件が令和7年10月以降に引き上げられる場合に備え、各医療機関においては、7月以降のマイナ保険証利用率が上がるよう、院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただきたく、令和7年7月1日付け日医発第514号（保険）にてお知らせ申し上げたところです。

今般、添付資料のとおり、令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」等の要件が厚生労働省より示されました。

その概要は下記のとおりですので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 令和7年10月から令和8年5月までにおける「医療DX推進体制整備加算」のマイナ保険証利用率に係る実績要件の見直しについて

- マイナ保険証利用率が上昇していることや、令和7年12月1日に発行済みの健康保険証への経過措置が終了することを踏まえ、今後もより多くの医療機関・薬局で医療DX推進のための体制を整備いただきつつ、時期に応じたメリハリのある評価とするため、マイナ保険証利用率の実績要件が「令和7年10月から令和8年2月まで」と、「令和8年3月から同年5月まで」の2つの時期に分けて設定されました。
- なお、「**小児科特例**」については、これまでの年齢階級別の利用実績を踏まえ、対応が継続されます。

### 【マイナ保険証利用率について】

電子処方箋 要件	加算	点数	マイナ保険証利用率		
			R.7年4月～9月	R.7年10月～R.8年2月 (実績要件の引上げ①)	R.8年3月～5月 (実績要件の引上げ②)
あり	加算 1	12 点	45%	60%	70%
	加算 2	11 点	30%	40%	50%
	加算 3	10 点	15%	25%	30%
なし	加算 4	10 点	45%	60%	70%
	加算 5	9 点	30%	40%	50%
	加算 6	8 点	15% <sup>※1</sup>	25% <sup>※2</sup>	30% <sup>※3</sup>

### 【小児科特例について】

- ※1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和6年1月1日から同年12月31日まで）の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。
- ※2 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、「25%」とあるのは「22%」とする。
- ※3 ※1の条件を満たす医療機関においては、令和8年3月1日から令和8年5月31日までの間に限り、「30%」とあるのは「27%」とする。

## 2. マイナ保険証利用率について

- マイナ保険証利用率とは、「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」であって、社会保険診療報酬支払基金よりメールでお知らせがあり、また医療機関等向け総合ポータルサイトでも確認できるものです。
- 医療DX推進体制整備加算を算定する際には、以下のとおり算定月の3月前とその前月および前々月の利用率のうち、最も高い率を用いることが可能とされております。

### 【医療DX推進体制整備加算 マイナ保険証利用率の実績要件について】

算定月	実績要件	利用率の対象月（最も高い利用率を採用）		
令和7年8月の算定	利用率15%以上	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
令和7年9月の算定		令和7年4月	令和7年5月	令和7年6月
令和7年10月の算定	利用率25%以上 (実績要件の引上げ①)	令和7年5月	令和7年6月	令和7年7月
令和7年11月の算定		令和7年6月	令和7年7月	令和7年8月
令和7年12月の算定		令和7年7月	令和7年8月	令和7年9月
令和8年1月の算定		令和7年8月	令和7年9月	令和7年10月
令和8年2月の算定		令和7年9月	令和7年10月	令和7年11月
令和8年3月の算定	利用率30%以上 (実績要件の引上げ②)	令和7年10月	令和7年11月	令和7年12月
令和8年4月の算定		令和7年11月	令和7年12月	令和8年1月
令和8年5月の算定		令和7年12月	令和8年1月	令和8年2月

※令和8年3月以降に実績要件が引き上げられる場合に備え、各医療機関におかれましては、令和7年12月までにマイナ保険証利用率が上がるよう、引き続き院内掲示や声掛け等により改めて患者さんにご案内いただくことが重要となります。院内掲示用のポスターについては、日本医師会ホームページ（メンバーズルーム）や厚生労働省のホームページにも掲載しておりますので、ご活用ください。

### 【電子処方箋要件なしの場合の算定例】

算定月	実績要件	マイナ保険証利用率 (最も高い利用率を採用)			医療DX推進 体制整備加算
令和7年12月	利用率25%以上 (実績要件の引上げ①)	令和7年7月 30%	令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	加算5 [9点]
令和8年1月		令和7年8月 23%	令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	加算6 [8点] ※区分変更の届出不要
令和8年2月		令和7年9月 24%	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	加算6 [8点]
令和8年3月	利用率30%以上 (実績要件の引上げ②)	令和7年10月 27%	令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	算定なし ※届出の取下げ不要
令和8年4月		令和7年11月 28%	令和7年12月 29%	令和8年1月 31%	加算6 [8点]

### 〔院内掲示用ポスターの例〕



(参考) 厚生労働省ホームページ : [https://www.mhlw.go.jp/stf/index\\_16745.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html)

### 3. 電子カルテ情報共有サービスの経過措置について

「医療 DX 推進体制整備加算」及び「在宅医療 DX 情報活用加算」については、その施設基準において、令和 7 年 9 月 30 日までに「電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有していること」が求められておりますが、その経過措置が令和 8 年 5 月 31 日まで延長されました。

電子カルテ情報共有サービスの経過措置		
適用時期	～R7.9.30	R7.10.1～
経過措置	令和 7 年 9 月 30 日まで	令和 8 年 5 月 31 日まで

#### <添付資料>

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療DX推進体制整備加算等の取扱い関係）  
(令 7.8.7 保医発 0807 第 2 号)

保医発 0807 第 2 号  
令和 7 年 8 月 7 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長  
( 公 印 省 略 )

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
( 公 印 省 略 )

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正について（医療 DX 推進体制整備加算等の取扱い関係）

標記について、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 及び別添 2 の新旧対照表のとおり改正し、本年 10 月 1 日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られたい。

- ・ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号) (別添 1)
- ・ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」  
(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号) (別添 2)

## ○ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第5号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 初・再診料の施設基準等</p> <p>第1～第1の8 (略) 第1の9 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(5) (略) (6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%</u>以上であること。 <u>(7) (6)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。</u> (8) <u>(6)及び(7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u> (9) (略) (10) <u>(9)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲</u></p>	<p>別添1 初・再診料の施設基準等</p> <p>第1～第1の8 (略) 第1の9 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準 (1)～(5) (略) (6) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、<u>45%</u>以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) (6)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u> (8) (略) (9) <u>(8)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲</u></p>

<p>載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(11) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで及び<u>(9)から(11)までの基準</u>を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては40%</u>以上であること。 <u>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。</u> (4) <u>(2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u></p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで、<u>(9)及び(10)の基準</u>を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては25%</u>以上であること。 <u>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。</u> (4) <u>(2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関</u></p>	<p>載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで及び<u>(8)から(10)までの基準</u>を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>30%</u>以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u></p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準 (1) 1の(1)から(5)まで、<u>(8)及び(9)の基準</u>を満たすこと。 (2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関</u></p>
---	---

であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「25%」とあるのは「22%」とすることができます。

(5) (3)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「30%」とあるのは「27%」とすることができます。

(6) (2)から(5)までについて、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(9)から(11)まで((9)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては60%以上であること。

(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。

(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用

であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日まで)の延外来患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができます。

(新設)

(4) (2)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 4 医療DX推進体制整備加算4に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで((8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、45%以上であること。

(新設)

(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算4を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代え

率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(9)から(11)まで((9)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては40%以上であること。

(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。

(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(9)(ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び(10)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間においては25%以上であること。

(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%」とあるのは「30%」とすること。

(4) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの

て、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 5 医療DX推進体制整備加算5に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)及び(8)から(10)まで((8)のウの電子処方箋に係る事項を除く。)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。

(新設)

(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算5を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

#### 6 医療DX推進体制整備加算6に関する施設基準

(1) 1の(1)から(3)まで、(5)、(8)(ウの電子処方箋に係る事項を除く。)及び(9)の基準を満たすこと。

(2) 医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、15%以上であること。

(新設)

(3) (2)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年(令和6年1月1日から同年12月31日

延外來患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「25%」とあるのは「22%」とすることができる。

(5) (3)について、小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ令和6年1月1日から同年12月31日までの延外來患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和8年3月1日以降においては、「30%」とあるのは「27%」とすることができる。

(6) (2)から(5)までについて、医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

## 7 届出に関する事項

(1) (略)

(2) 1の(5)については令和8年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(11)、2の(1)のうち1の(11)に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び(3)、4の(1)のうち1の(11)に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(11)に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(3)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。

(4) 令和8年5月31日までの間に限り、1の(9)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。

までの延外來患者数のうち6歳未満の患者の割合が3割以上の医療機関においては、令和7年4月1日から同年9月30日までの間に限り、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率として「15%」とあるのは「12%」とすることができる。

(新設)

(4) (2)について、医療DX推進体制整備加算6を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。

## 7 届出に関する事項

(1) (略)

(2) 1の(5)については令和7年9月30日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(6)、(7)及び(10)、2の(1)のうち1の(10)に係る基準、2の(2)及び(3)、3の(2)及び(4)、4の(1)のうち1の(10)に係る基準、4の(2)及び(3)、5の(1)のうち1の(10)に係る基準、5の(2)及び(3)並びに6の(2)及び(4)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生（支）局長への届出を行う必要はないこと。

(4) 令和7年9月30日までの間に限り、1の(8)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。

(削除)

第2～第5の2 (略)

(5) 1の(9)については、令和7年5月31日までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。

第2～第5の2 (略)

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和6年3月5日保医発0305第6号) 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別添1 特掲診療料の施設基準等</p> <p>第1～第14の4の2 (略)</p> <p>第14の5 在宅医療DX情報活用加算</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(5)については<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) <u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(削る)</p> <p>第15～第95 (略)</p> <p>第95の2 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社</p>	<p>別添1 特掲診療料の施設基準等</p> <p>第1～第14の4の2 (略)</p> <p>第14の5 在宅医療DX情報活用加算</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(5)については<u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) <u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、1の(6)のウの事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(4) <u>1の(7)については、令和7年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>第15～第95 (略)</p> <p>第95の2 医療DX推進体制整備加算</p> <p>1 医療DX推進体制整備加算1に関する施設基準</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率(同月におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社</p>

<p>会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、<u>令和7年10月1日</u>から<u>令和8年2月28日</u>までの間においては60%以上であること。</p> <p>(8) (7)について、令和8年3月1日以降においては、「60%」とあるのは「70%」とすること。</p> <p>(9) (7)及び(8)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (10)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。</p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び(10)から(13)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日</u>から<u>令和8年2月28日</u>までの間においては40%以上であること。</p> <p>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「40%」とあるのは「50%」とすること。</p> <p>(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイ</p>	<p>社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう。以下同じ。)が、45%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(8) (7)について、医療DX推進体制整備加算1を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (9)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。ただし、ホームページ等を有しない保険薬局については、この限りではない。</p> <p>(11)・(12) (略)</p> <p>2 医療DX推進体制整備加算2に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び(9)から(12)までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、30%以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算2を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証</p>
---	---

<p>ナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(10)</u>から<u>(12)</u>までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>令和7年10月1日</u>から<u>令和8年2月28日</u>までの間においては25%以上であること。</p> <p><u>(3) (2)について、令和8年3月1日以降においては、「25%とあるのは「30%」とすること。</u></p> <p><u>(4) (2)及び(3)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u></p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については<u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び<u>(13)</u>、2の(1)のうち1の<u>(13)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)並びに3の(2)及び(3)については、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和8年5月31日</u>までの間に限り、1の<u>(10)</u>の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p>(削る)</p>	<p>利用率を用いることができる。</p> <p>3 医療DX推進体制整備加算3に関する施設基準</p> <p>(1) 1の(1)から(6)まで及び<u>(9)</u>から<u>(11)</u>までの基準を満たすこと。</p> <p>(2) 医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、<u>15%</u>以上であること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) (2)について、医療DX推進体制整備加算3を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</u></p> <p>4 届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 1の(6)については<u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、当該基準を満たしているものとみなす。</p> <p>(3) 医療DX推進体制整備加算の施設基準のうち、1の(7)、(8)及び<u>(12)</u>、2の(1)のうち1の<u>(12)</u>に係る基準、2の(2)及び(3)並びに3の(2)及び(3)までについては、当該基準を満たしていればよく、特に地方厚生(支)局長への届出を行う必要はないこと。</p> <p>(4) <u>令和7年9月30日</u>までの間に限り、1の<u>(9)</u>の(ハ)の事項について、掲示を行っているものとみなす。</p> <p><u>(5) 1の(10)については、令和7年5月31日までの間に限り、</u></p>
---	---

第96～第107 (略)

当該基準を満たしているものとみなす。

第96～第107 (略)

# 小室常任

日医発第 863 号 (情シ) (保険)

令和 7 年 8 月 26 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会  
常任理事 長島 公之  
(公印省略)

## スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する 補助事業の開始について（周知）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日医発第 782 号 (情シ) (保険) 「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」(令和 7 年 8 月 8 日) にて、お知らせした通り、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォンでオンライン資格確認を行う（以下、「スマホ保険証」と略します）ための、補助事業の開始日について、追加情報が参りましたのでお知らせいたします。

### ■補助事業開始日：8 月 29 日（金）

■手順等詳細：同日(8/29)に医療機関等向け総合ポータルサイトより案内

■導入に係る補助の概要：医療機関等向け総合ポータルサイト 外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について③(導入に係る補助の概要)

[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0012330](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330)

### ■スマホ保険証に関する問い合わせ先

○オンライン資格確認等コールセンター 0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）8：00～18：00

土曜日（祝日を除く）8：00～16：00

医療機関でスマホ保険証を読み取るには、既存の顔認証付きカードリーダーの他に、別途汎用カードリーダーの設置が必要となります（キヤノン製の顔認証付きカードリーダーは、単体でスマホ保険証の読み取りが可能なため、汎用カードリーダーを設置いただく必要はありません）。

なお、オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証への対応は義務ではございません。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、必要に応じて、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

### 【別添資料】

- ・事務連絡：スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）

事務連絡  
令和7年8月25日

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に関する補助事業の開始について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助については、「スマートフォンに搭載されたマイナ保険証への対応に係る費用補助等について（周知）」（令和8年8月7日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課事務連絡）において、実際の汎用カードリーダー等の購入等の詳細は追ってご連絡することとしていたところです。

今般、保険医療機関・薬局が専用のクーポンを使用し、補助相当額を割り引いた価格で汎用カードリーダー等を購入することができる補助事業を8月29日（金）より開始します。補助の内容については、別添のとおりです。また、補助事業を利用した購入は、Amazonジャパン合同会社が運営するAmazonビジネスの専用ページで可能となりますが、事前にAmazonビジネスのアカウント登録と医療機関等向け総合ポータルサイトにてクーポンコードを取得が必要となります。詳細は、同日に医療機関等向け総合ポータルサイトよりご案内しますので、必ずご確認いただきますようお願いいたします。

貴団体におかれましては、スマートフォンのマイナ保険証対応に係る費用補助につきまして、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

（参考）医療機関等におけるスマホ対応の導入に係る概要については、医療機関等向け総合ポータルサイトの以下のページを御参照ください。

- ・導入に係る補助の概要：[https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0012330](https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0012330)

以上

(別添)

	補助率	補助限度額
病院	1 / 2	2.1万円 (事業上限額 4.2万円)
診療所・薬局		0.7万円 (事業上限額 1.4万円)

※汎用カードリーダーへの補助は、病院は3台まで、診療所・薬局は1台

クーポンコードは、病院で最大3つ、診療所または薬局で1つ発行可能。

1つのクーポンコードで、汎用カードリーダーに加え、資格確認端末との接続に当たって必要となる場合にはUSBハブやUSB延長ケーブルも1点ずつ費用補助を受けることが可能。

# 小室常任

事務連絡  
令和7年9月1日

各医療提供施設  
代表者様

埼玉県保健医療部長 繩田 敬子（公印省略）

## 埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金の申請について（通知）

本県の保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

埼玉県では、業務の効率化や職員の待遇改善等に取り組む病院、診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下、「医療提供施設」という）に対し、埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金を交付いたします。

については、同封の資料を御確認いただき、対象となる医療提供施設におかれましては、期日までに申請いただくようお願ひいたします。

※本給付金の給付対象となるのは、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている医療提供施設となります。

令和7年4月1日以降に届け出ている場合は対象となりません。御承知ください。

### 【同封資料】

- 本通知文（1枚）
- 申請のご案内（1枚）
- Q & A（3枚）

### 【申請先】

<https://82730829.form.kintoneapp.com/public/f0ccb98b8f5d69e693150414edb5f34f378db309bdccdbd919d71cb1d8dc877>



申請フォームはこちらから



交付要綱等の詳細はこちらから



# 埼玉県

## 生産性向上・職場環境整備等事業給付金

### 申請期限

令和7年9月1日(月)から令和7年10月31日(金)まで

### 交付金額

対象事業施設の区分	交付額
<b>病院、有床診療所 (医科・歯科)</b> <small>※ 許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円</small>	<b>許可病床数 × 4万円</b>
<b>無床診療所 (医科・歯科)</b>	<b>1施設 × 18万円</b>
<b>訪問看護ステーション</b>	<b>1施設 × 18万円</b>

### 申請方法

電子システム 又は 電子メール(saitama-seisansei25@his-world.com)

※ オンライン化推進のため、電子での申請にご協力をお願いします。

交付要件等の詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。



埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業について

検索



### 交付対象

令和7年3月31日時点でベースアップ評価料の届出をしている上記対象施設であり、令和6年度から7年度（令和6年4月1日から令和8年3月31日）の間に実施する以下の取組に対して交付対象とする。

- ICT機器等の導入による業務効率化
- タスクシフト／シェアによる業務効率化
- 給付金を活用した更なる貢上げ

### お問合せ

埼玉県生産性向上・職場環境整備等事業給付金 コールセンター

☎ 050-1753-5236

受付時間

月～土曜日 9時00分～18時00分

✉ saitama-seisansei25@his-world.com (日曜日・祝日・年末年始を除く)

【ホームページ】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0709/seisanseikoujou/seisanseikoujou.html>

## 目次

—全体—	3
Q1. いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか？	3
Q2. 対象施設が申請時等に提出する書類を教えてください。	3
Q3. 医療機関から県に申請書兼請求書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか？	3
Q4. 機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類(領収書等)について、申請時及び実績報告時に添付する必要がありますか？	3
Q5. 本事業の申請額算出における許可病床数には、一般床以外の病床も含まれるのでしょうか？	3
Q6. 本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますでしょうか？	4
Q7. 地域医療総合確保基金の事業区分VI(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等)既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象となりますでしょうか？	4
Q8. 例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」(例:一時金)に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるでしょうか？	4
—ベースアップ評価料—	5
Q9. 対象となるベースアップ評価料を教えてください。	5
Q10. ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか？	5
Q11. ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか？	5
Q12. ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となります。本事業については、同年3月31までに届出する必要があるのでしょうか？	6
Q13. 令和7年度事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延期されますか？	6
—ICT機器等の導入による業務効率化関係—	6
Q14. 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？	6
Q15. 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備(Wi-Fi、ルーターなど)や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか？	6



埼玉県

## 生産性向上・職場環境整備等事業に関するQ&A(第1版)

令和7年8月18日

Q16.「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか？	7
Q17.令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料(ランニングコスト)やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか？	7
Q18.給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はありますか？	7
Q19.ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額(基準額)に満たない場合はどうすればいいですか？	7
Q20.ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を行っている必要がありますか？	7
<b>一タスクシフト／シェアによる業務効率化関係一</b>	8
Q21.給付金の支給対象となる取組のうち「医師事務作業者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？	8
Q22.給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？	8
Q23.公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか？	8
Q24.「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか？	9
Q25.ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分(基本給等の増加分)およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？	9
Q26.令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか？	9
Q27.法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？	9
Q28.訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか？	10
Q29.訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか？	10
Q30.例えば、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出していた対象施設の開設者が4月1以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか？	10

## —全体—

Q1.いつからいつまでの経費が対象になるのでしょうか？

- A. 令和6年4月1日時点において人材確保が喫緊の課題となっており更なる処遇が必要な状況にあることを踏まえ、対象期間は令和6～7年度の取組(R6.4.1～R8.3.31)を対象とします。なお、申請日以降に生じることが見込まれる経費も合わせて概算で申請することも可能です。ただし、概算で交付した額が交付すべき確定額を上回る時は、その上回る額を返還していただくこととなります。

Q2.対象施設が申請時等に提出する書類を教えてください。

- A. 申請の際は、申請書兼請求書(様式第1号)と、給付金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が確認できる書類(預金通帳の写し等)を提出してください。  
また、取組終了後の実績報告時には、実績報告書(様式第4号)を提出してください。  
様式は、今後、埼玉県ホームページに掲載予定です。電子システム又は電子メールにて申請してください。

Q3.医療機関から県に申請書兼請求書を提出する際、法人から、当該法人が運営する複数の施設を取りまとめて申請することは可能でしょうか？

- A. まとめて申請することも可能です。ただし、県から法人の口座に複数施設の給付金が一括で振り込まれた後、各施設の申請額と齟齬を来さないように配分してください。

Q4.機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類(領収書等)について、申請時及び実績報告時に添付する必要はありますか？

- A. 執行事務の簡素化を図る観点から申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要です。  
領収書や資金台帳等の帳簿等の証拠書類については、補助金額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管してください。

Q5.本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか？

- A.申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。

Q6. 本事業以外にも、生産性向上に活用できる税制優遇措置などの支援制度はありますでしょうか？

A. 医療機関が、埼玉県の勤改センター又は総合医局機構の助言の下に作成した「医師等勤務時間短縮計画」に基づき、労働時間の短縮による勤務環境の改善のために取得した器具・備品(医療用機器を含む)、ソフトウエアのうち一定の規模(30万円以上)のものについて、特別償却額として取得価格(※)の15%を機器導入初年度の所得税または法人税の課税額を計算する際の必要経費に算入することができます(医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度)。

本税制の活用には「医師等勤務時間短縮計画」の作成が必要になりますが、勤改センターに配置されたアドバイザーが計画作成の助言等を行うことが可能であるため、本税制の詳細等については、埼玉県の勤改センター又は総合医局機構にお問い合わせください。

※補助金等を活用して取得したものである場合には、購入金額から補助金分を差し引いた部分が本税制の対象になります。

※制度概要 <https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001485288.pdf>

Q7. 地域医療総合確保基金の事業区分VI(勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業等の既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も給付対象)となりますでしょうか？

A. 既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による給付を受けることは可能です。ただし、既存の補助事業により導入したICT機器等の導入経費やタスク・シフトシェアの経費に給付金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行って下さい。

なお、既存の補助事業(例:導入経費を補助する事業)の対象外としている経費(例:ランニングコスト)に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。

Q8. 例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「給付金を活用した更なる賃上げ」(例:一時金)に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したことと、「給付金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したこととそれぞれ報告することで足りるでしょうか？

A. 実績報告時に報告いただくことで足ります。

#### —ベースアップ評価料—

Q9. 対象となるベースアップ評価料を教えてください。

A. 以下のいずれかのベースアップ評価料を届け出している施設が対象になります。

##### 【病院・有床診療所】

O100 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

O102 入院ベースアップ評価料(医科)

P102 入院ベースアップ評価料(歯科)

訪問介護ベースアップ評価料(I)

##### 【無床診療所・訪問介護ステーション】

100 外来・在宅ベースアップ評価料(I)

P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

訪問看護ベースアップ評価料(I)

Q10. ベースアップ評価料の届出はいつまでに行えばよいのでしょうか？

A. 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出していることが要件になります。  
「届出」とは厚生省に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されていれば届出日に届け出たものと見なします。

Q11. ベースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか？

A. 算定を支給要件とはしませんが、職員の待遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

Q12. ベースアップ評価料について、診療報酬については、令和7年4月1日までに届出を行えば同年4月から算定可能となります、本事業については、同年3月31日までに届出する必要があるのでしょうか？

A. 令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている必要があります。

Q13. 令和7年度事業として事業を実施した場合、本事業の支給対象となるためのベースアップ評価料の届出期限は延期されますか？

A. 令和7年度事業として実施する場合でも、本事業の支給対象となるためには令和7年3月31日までに届け出ている必要があります、届け出期限は延長されません。

#### —ICT機器等の導入による業務効率化関係—

Q14. 給付金の支給対象となる取組のうち、「ICT機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

A. 導入により施設内の業務効率化に資するICT機器等が給付の対象となります。

例えば、タブレット端末、臨床センサー、インカム、WEB会議設備、床拭きロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。

また、ICT機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば対象となり得ます。

Q15. 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等の導入に附随して導入が必要な設備(Wi-Fi、ルーターなど)や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども給付対象となりますか？

A. 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を給付金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。  
こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附隨して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。

ただし、事業目的に明らかに合致していない経費や、事業の対象期間外に生じる利用などについては対象になりません。

例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。

Q16. 「ICT機器等の導入による業務効率化」について、ICT機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか？

A. 事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。

Q17. 令和6年度より前に既に導入したICT機器等の毎月の利用料(ランニングコスト)やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか？

A. 新たに導入するICT機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストやシステム更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。

Q18. 給付の対象となる経費について機器1台の購入価格に上限はありますか？

A. 給付の対象となる機器・備品1台の購入価格に上限は定めていません。

※対象医療機関等の区分ごとの給付の上限額は決まっています。

Q19. ICT機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額(基準額)に満たない場合はどうすればいいですか？

A. 実際の費用が支給額(基準額)を下回る場合はその差額を返還することとなります、事業の目的を踏まえ、「給付金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額(基準額)以上の取組となるようご検討ください。

なお、申請段階で金額が確定している場合は、確定した金額で申請をお願いいたします。

Q20. ICT機器等の導入を行った場合、いつまでに納品を行っている必要がありますか？

A. 補助対象期間内(令和8年3月31日まで)に終えている必要があります。

## 一タスクシフト／シェアによる業務効率化関係一

Q21. 給付金の支給対象となる取組のうち「医師事務作業者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

- A. 既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のため、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。

また、従前から勤務している職員が、

- ・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費
- ・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費
- ・人材派遣・業務委託の経費(これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費)も対象となり得ますが紹介予定派遣の紹介手数料は対象外です。

## 一給付金を活用した更なる賃上げ関係一

Q22. 給付金の支給対象となる取組のうち、「給付金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が給付対象となるのでしょうか？

- A. 本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「給付金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。そのため、本給付金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員についてベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となります。医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。

単に職員の人事費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、給付対象外です。

Q23. 公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか？

- A. 公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本給付金を

活用することはできません。

Q24. 「給付金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の定めはあるのでしょうか？

- A. 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。)に充てることができます。

Q25. ベースアップ評価料創設前の令和6年4月にベースアップを実施している場合、令和6年4月及び5月のベースアップ分(基本給等の増加分)およびベースアップに伴う法定福利費等の事業主負担の増加分は「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？

- A. 上記 Q24 の回答に掲げる職種にかかる増加分であれば対象になります。

Q26. 令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか？

- A. 令和5年度の取組は対象なりません。

Q27. 法定福利費等の事業主負担の増加分は、「給付金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか？

- A. 単なる法定福利費等の増加分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。

また、給付額の 83.5% を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残りの 16.5% を当該賃上げ分に附隨する法定福利費として充てることは差し支えありません。

Q28. 訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか？

A. 「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ST」のそれぞれで、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出いれば両方で申請することができます。

Q29. 訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか？

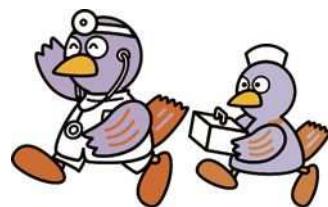
A. 対象になりません。

Q30. 例えば、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出していた対象施設の開設者が4月1日以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか？

A. 例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になります。

また、令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出していた対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になります。

判断に迷う場合には、コールセンターにお問合せください。



# 登坂常任

# 田原常任

## 第31回全国医師会共同利用施設総会 プログラム

メインテーマ「地域に根ざした医師会共同利用施設のあり方  
～2040年問題が及ぼす影響と対策」

日 時：令和7年8月30日(土)、31日(日)  
場 所：高崎芸術劇場、ホテルメトロポリタン高崎

**第1日 令和7年8月30日(土) 於：高崎芸術劇場 2F「大劇場」**

[総会]

13:00～	受付	総合司会：群馬県医師会
14:00～14:20	開会挨拶	群馬県医師会 日本医師会長 松本吉郎
		群馬県医師会長 須藤英仁
	来賓挨拶	群馬県知事 山本一太 高崎市長 富岡賢治
14:20～15:20	特別講演	座長：群馬県医師会長 須藤英仁 演者：日本医師会長 松本吉郎
15:20～15:30	令和6・7年度全国医師会共同利用施設	施設長検査健診管理者連絡協議会報告

15:30～16:00 <休憩・移動>

16:00～18:00 分科会

**第1分科会(医師会病院関係) 於：2F「大劇場」**

司会：群馬県医師会理事 鶴谷英樹

座長：鹿児島県医師会常任理事/日医医師会共同利用施設検討委員会副委員長 黒木康文

シンポジウム 1. 伊勢崎佐波医師会病院(群馬県)

2. 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院(鳥取県)

3. 大分市医師会立アルメイダ病院(大分県)

4. 霧島市立医師会医療センター(鹿児島県)

質疑・応答

**第2分科会(検査・健診センター関係) 於：4F「音楽ホール」**

司会：群馬県医師会理事 佐藤雄一

座長：日本医師会常任理事 黒瀬巖

シンポジウム 1. 高崎・地域医療センター(群馬県)

2. 石川県医師会臨床検査センター(石川県)

3. 静岡市静岡医師会健診センターMEDIO(静岡県)

4. 広島市医師会臨床検査センター(広島県)

質疑・応答

### 第3分科会(介護保険関連施設関係)　於：1F「スタジオシアター」

司会：群馬県医師会理事 小中俊太郎

座長：岩手県医師会長/日医医師会共同利用施設検討委員会委員長 本間 博

シンポジウム 1. 由利本荘医師会病院介護医療院（秋田県）

2. 水戸市医師会訪問看護ステーションみと（茨城県）

3. 「東京都在宅医療推進強化事業におけるMCS機能強化の共同開発について」（東京都）

4. 神戸市医師会（兵庫県）

質疑・応答

18:30～20:00 <懇親会> 於：ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

### 第2日 令和7年8月31日(日) 於：ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

9:00～ 受付（1日目に受付をしていない方のみ）

総合司会：群馬県医師会

9:30～10:00 群馬県内共同利用施設紹介

（主に群馬県医師会群馬リハビリテーション病院）

紹介者：群馬県医師会理事 鶴谷英樹

10:00～10:20 分科会報告 各分科会座長

10:20～11:00 全体討議

座長：日本医師会常任理事 黒瀬 巍

11:00～11:05 総括 日本医師会副会長 角田 徹

11:05～11:10 次期（令和9年度）担当県医師会長挨拶

宮崎県医師会長 河野雅行

11:10 閉会 群馬県医師会理事 長坂資夫

[施設見学に参加されない方]

11:10～12:10 昼食 ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

[施設見学に参加される方]

11:10～12:00 昼食 ホテルメトロポリタン高崎 6F「丹頂」

12:20 施設見学出発 第1、第4コース（高崎駅東口/ヤマダデンキLAVI I前）  
第2、第3コース（高崎駅西口/ワシントンホテルプラザ前）

第1コース「伊勢崎佐波医師会病院」→高崎駅東口15:40着・解散予定

第2コース「高崎・地域医療センター」→高崎駅西口14:10着・解散予定

第3コース「高崎・地域医療センター（観光付）」→高崎駅西口16:15着・解散予定

第4コース「群馬リハビリテーション病院」（2日間コース）

※8月31日（日）草津温泉15:00着予定・宿泊

9月1日（月）見学・昼食→高崎駅東口15:00着・解散予定

# 高木常任

日医発第 690 号(健II)

令和 7 年 7 月 30 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡辺 弘司

(公印省略)

## 5歳児健診の診察に関する研修会の周知について

貴会におかれましては、乳幼児健康診査の円滑な実施に向けてご尽力いただいているところです。

今般、日本小児保健協議会等で開催する「5歳児健診の診察に関する研修会」について、本会に対して周知依頼がありました。

本研修会は、5歳児健診の全国での実施を促進するうえで、診察を担当する医師を確保する必要があることから、乳幼児健康診査業務に携わる医師を対象とした5歳児健診の診察に関するオンライン研修会であり、日本医師会も本研修の趣旨に賛同し後援しています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、申込方法等の詳細につきましては別添をご確認ください。

令和7年7月17日

日本医師会  
会長 松本吉郎殿

日本小児医療保健協議会

滝田順子(公益社団法人日本小児科学会会长)

伊藤隆一(公益社団法人日本小児科医会会长)

山縣然太朗(公益社団法人日本小児保健協会会长)

松藤 凡(一般社団法人日本小児期外科医系関連学会協議会会长)

永光信一郎(こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代  
育成基盤研究事業「子どもの健やかな成長・発達のため  
のバイオサイコソーシャルの観点((身体的・精神的・社会  
的な観点))からの切れ目のない支援の推進のための研  
究」研究代表者)

5歳児健診の診察に関する研修会の周知について(依頼)

謹啓

梅雨の季節が過ぎ、猛暑の日々が続いております。貴職におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先般、ご後援頂くこととなりました「5歳児健診の診察に関する研修会」につき、都道府県医師会を通じて、会員諸氏に周知してくださるようお取り計らいください。

謹白

研修会名 :5歳児健診の診察に関する研修会

主催者 :日本小児医療保健協議会

令和6年度こども家庭科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究  
事業「こどもの健やかな成長・発達のためのバイオサイコソーシャルの観点(身体  
的・精神的・社会的な観点)からの切れ目のない支援の推進のための研究(代表研  
究者 永光信一郎 )

日時 :令和7年9月21日(日) 13:00~16:40

開催方法 :オンラインでの配信 (<https://www.jschild.or.jp/seminar/8044/>)

参加費 :無料

対象者 :医師

プログラム:

13:00 初めの挨拶

1. 13:05 5歳児健診をめぐる最新の動向(永光信一郎)

2. 13:35 5歳児健診の実際(小枝達也)

3. 14:05 5歳児健診で自閉スペクトラム症を疑う所見の取り方(三牧正和)

14:35 休憩

4. 14:50 5歳児健診で注意欠如多動症を疑う所見の取り方(秋山千枝子)

5. 15:20 5歳児健診で軽度知的発達症を疑う所見の取り方(宮崎雅仁)

6. 15:50 学校不適応予防としてできること(広瀬宏之)

7. 16:20 質疑

16:35 終わりの挨拶

16:40 終了

なお、オンデマンド配信は致しません。研修会終了後、プログラムの一部を研究班が運営する  
5歳児健診ポータルサイト (<https://gosaiji-kenshin.com/>) にて公開する予定です。

以上

# 5歳児健診の診察に関する研修

2025年9月21日（日）13:00 – 16:45 [ Zoomにて ]

この度、5歳児健診の全国での実施を促進するうえで、診察を担当する医師を確保する必要があることから、乳幼児健康診査業務に携わる医師の皆様を対象に、5歳児健診の診察に関する研修会を開催します。ご多忙の折とは存じますが、Web開催ですので是非、ご参加いただけますよう、ご案内申し上げます。

主催 日本小児医療保健協議会  
こども家庭科学研究班（永光班）  
後援 日本医師会

## タイムテーブル

13:00	開会挨拶		
13:05	5歳児健診をめぐる最新の動向	永光 信一郎	福岡大学医学部小児科学講座 教授
13:35	5歳児健診の実際	小枝 達也	鳥取県立総合療育センター小児科 院長代理
14:05	5歳児健診で自閉スペクトラム症を疑う 所見の取り方	三牧 正和	帝京大学医学部小児科 主任教授
14:35	休憩		
14:50	5歳児健診で注意欠如多動症を疑う所見の 取り方	秋山千枝子	あきやま子どもクリニック 院長
15:20	5歳児健診で軽度知的発達症を疑う所見の 取り方	宮崎 雅仁	小児科内科 三好医院 院長
15:50	学校不適応予防としてできること	広瀬 宏之	横須賀市療育相談センター 所長
16:20	全体質疑		
16:40	閉会挨拶		

対象者：乳幼児健診業務を担当する医師あるいは興味関心のある医師であればどなたでも参加可能です。

会場：web開催（ZOOM）

参加費：無料

定員：先着1,000名

参加方法：以下のURLに掲載のZOOMのリンク（2025年9月中旬公開予定）からご参加ください。ご参加にあたっての注意事項等は、下記URLをご参照ください。



<https://www.jschild.or.jp/seminar/8044/>

健寿第768-1号  
令和7年8月22日

一般社団法人埼玉県医師会  
会長 金井 忠男 様

埼玉県保健医療部健康長寿課長  
植竹淳二（公印省略）

### 「1か月児及び5歳児健康診査研修会」開催の周知について（依頼）

母子保健事業の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
このたび、標記研修会を下記のとおり、動画配信により開催いたします。  
つきましては、貴会管下都市医師会及び会員等へ周知していただきますようお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 研修会の名称

「1か月児及び5歳児健康診査研修会」

##### 2 開催目的

出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施を進めるため、県内全市町村において早期に健康診査を実施できる体制を整えることを目的に研修会を開催します。

##### 3 実施方法

埼玉県限定公開セミナー動画チャンネル（YouTube）による動画配信

##### 4 対象者等

県内の医療機関で1か月児健康診査又は5歳児健康診査を担当している（又は担当する予定）の医師等

##### 5 プログラム内容（当該健康診査における問診や診察のポイント等）

###### （1）講 義 1か月児健康診査

講 師 埼玉医科大学総合医療センター 小児科 教授 是松聖悟氏

配信時間 約15分

###### （2）講 義 5歳児健康診査

講 師 埼玉医科大学総合医療センター 小児科 教授 是松聖悟氏

配信時間 約35分

- (3) 参考動画 5歳児健康診査の診察の実際  
配信時間 約10分

6 動画配信について

- (1) 配信期間  
令和7年8月22日から令和8年3月31日まで
- (2) 参加費用  
無料。ただし、動画視聴にかかる通信料等は、視聴される方の御負担となります。
- (3) 視聴方法  
申込み不要。  
以下 URL から、配信期間内に御視聴ください。



<https://www.youtube.com/playlist?list=PL2YQY4dB0sIxQYdevMuvDv6GGF2r1xjy->

URL は、視聴者を限定し周知しておりますので、関係者以外の視聴は不可となります。  
動画視聴には、YouTube 動画を視聴できる端末及びインターネット環境が必要です。  
動画の録画・録音・撮影及び資料の二次利用、詳細内容の SNS 等へ投稿は、固くお断りいたします。

7 受講後アンケートについて

受講状況等の確認のため、動画の視聴後は受講後アンケートの回答に御協力くださいますようお願いいたします。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=100696](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=100696)

8 共催 一般社団法人埼玉県医師会



担当 母子保健担当 大沼  
TEL 048 (830) 3561  
FAX 048 (830) 4804  
E-mail a3570-09@pref.saitama.lg.jp

## 「1か月児及び5歳児健康診査研修会」開催要領

### 1 開催目的

出生後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備するために、令和5年度、国の補正予算にて新たに1か月児及び5歳児健康診査に係る支援事業が創設された。これにより、市町村において実施する1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用の補助が開始された。しかし、県内の未実施自治体の中には、医師の確保が難しい等の理由により実施に至っていないという現状がある。そこで、健康診査を担当する医師を対象に、当該健康診査における問診や診察のポイント等を内容とする研修会を開催し、国庫補助要件に該当する健康診査内容の周知を図り、県内全市町村において早期に健康診査を実施できる体制を整えることを目的に研修会を開催する。

### 2 実施主体

埼玉県、一般社団法人埼玉県医師会

### 3 実施方法

埼玉県限定公開セミナー動画チャンネル（YouTube）による動画配信

### 4 対象者等

県内の医療機関で1か月児健康診査又は5歳児健康診査を担当している（又は担当する予定）の医師等

※医師を対象としたプログラム内容になりますが、健康診査を担当する関係職員の方も動画の視聴は可能とする。

### 5 プログラム

#### (1) 講義 1か月児健康診査における診察と問診のポイント

講師 埼玉医科大学総合医療センター 小児科 教授 是松聖悟氏

配信時間 約15分

#### (2) 講義 5歳児健康診査における診察と問診のポイント

講師 埼玉医科大学総合医療センター 小児科 教授 是松聖悟氏

配信時間 約35分

#### (3) 参考動画 5歳児健康診査の診察の実際

配信時間 約5分

### 6 動画配信について

#### (1) 配信期間

令和7年8月22日から令和8年3月31日まで

#### (2) 参加費用

無料。ただし、動画視聴にかかる通信料等は、視聴される方の御負担となる。

# 高木常任

医業承継支援に向けた包括連携に関する協定書締結式

次 第

日時：令和7年8月20日（水）16:30

場所：埼玉県医師会 5階 大会議室

1. 開 会

2. 代表者挨拶

埼玉県医師会長／埼玉県医師信用組合理事長

金 井 忠 男

埼玉りそな銀行代表取締役社長 福 岡 敏

3. 概要説明

埼玉りそな銀行法人部事業承継ソリューション室長

鈴 木 誠

4. 協定書署名

5. 記念撮影

6. 質疑応答

7. 閉 会

# 埼玉県医師会・埼玉県医師信用組合・埼玉りそな銀行による 医業承継支援に向けた包括連携に関する協定

## ●連携の目的

- ・3社が有する組織基盤、資産等を活用し、相互に連携して、医業承継に関する医療機関への支援を行い、医療提供体制や雇用の維持、地域医療の発展による持続可能な地域社会の実現に資することを目的とする。

## ●連携事項

- ・医業承継ニーズの共有
- ・医業承継に関するアドバイザリー業務
- ・医業承継に関する研修・セミナーの開催
- ・医業承継に関する資金調達支援
- ・埼玉県総合医局機構の周知、活用推進

## ●各社の役割

	①相談受付	②情報発信	③事務局運営	④課題解決
埼玉県医師会	○	○	△	△
埼玉県医師信用組合	○	○	☆	○
埼玉りそな銀行	○	○	○	○

☆：本部 ○：対応 △：原則非対応

- ・相談受付；承継に関する相談を医師より受付、必要に応じて内容を共有
- ・情報発信；セミナーや事業承継等に係る情報の発信、周知活動
- ・事務局運営；定例会議の開催、企画の立案、案件の集約、情報の取りまとめや発信
- ・課題解決；相談に対する解決方法の立案、検討、実行支援

埼玉りそな

## 医業承継支援で連携

### 県医師会、医師信組と協定

りそなグループの埼玉りそな銀行は20日、県内の医療提

供体制や雇用の維持、地域医療の発展による持続可能な社

10万人当たりの県内医師数は180・2人（2022年12月現在）と全国最下位。高齢化や過疎化が進む県北部では今後、自宅から医療機関まで1時間以上かかるような無医化現状。それでも創業から50年

厚生労働省によると、人口

が医師会と同様の協定を結ぶ

る。協定は3者が持つ事業承継ニーズを共有し、各種マッチング支援を通じて離業を防



医業承継の連携協定を締結した  
（左から）福岡聰（埼玉りそな銀行  
社長）、金井忠男（県医師会長）、岩田博（医師信組専務理事）  
20日、さいたま市浦和区

ぎ、医療体制の充実などの課題解決に取り組む。

締結式には3者の代表者9人が出席。県医師信組の理事長を務める金井忠男県医師会長は「開業医の高齢化が進み、（譲受者）を探すまでの行動につながっていないのが現状。それでも創業から50年

以上たつよつた古い病院の建替えが進み、先進的な研究

や機器を導入する機関が増えてきた。県内の研修医や専修医は増えているので、その魅力を伝えられたら」と約7500会員への周知に意欲を示した。

埼玉りそな福岡聰社長は「地域医療の弱体化を防ぐためにも一機関でも多く承継につなぎ、県が発展する一つの成長スペックにしたい」と話した。

（足立英樹）

なぜあの病院に患者が集まるのか？？

リアルタイム配信あり

## 「患者さんが集まる医療機関の作り方」

患者さんやスタッフとの信頼と共感の作り方

最新の情報をもとに具体的にわかりやすく解説します！！

平成20年度からスタート致しました『埼玉県医師会医業経営セミナー』。ご出席された会員の皆様からは「大変役に立つ内容だった」と喜びの声を多数いただいております。44回目となる今回のテーマは「患者さんが集まる医療機関の作り方」です。今の時代、医療機関が患者さんに選ばれ続けるためには、”共感”と”信頼”が欠かせません。本セミナーでは、情報発信やコミュニケーションの工夫を通じて、自然と患者さんが集まる医療機関のつくり方をわかりやすくお伝えします。

### 第一部 「患者さんが集まる医療機関の作り方」

- ・患者さんに選ばれる医療機関には理由がある
- ・情報発信やコミュニケーションの工夫による、患者さんからの信頼と共感の作り方
- ・選ばれ続けるには院長とスタッフ間のチームワーク（信頼関係）が整っている
- ・スタッフの採用から、組織を良い状態に保ち続けるためのポイント

埼玉県医師会カフェテリアサイトでは過去のセミナー動画をご観聴いただけます

どうぞご覧ください



### 第二部 「埼玉県医師会の団体保険の活用方法」

- ・医師賠償保険の仕組み 医療法人へ変更時の注意点
- ・クリニックなど損害保険で知らなかつた事故例の請求漏れとは
- ・経営に直結する気づきにくい資産形成のリスクとは

### 講 師 紹 介

#### 第一部 株式会社ドクター総合支援センター 代表取締役 近藤 隆二氏

クリニック開業後に苦戦する事例を数多く目にしてきた経験から、より良い経営方法を伝えるためのセミナー・執筆活動やブログ、動画セミナー、メールマガジンなどを利用し積極的に情報を発信。院長先生をはじめスタッフも患者さんも幸せになれる、良いクリニックづくりを陰から支えていくことが役割であり使命と活動。200件以上の医療機関でコンサルティングを行う。決めつけを嫌い、さまざまな状況に応じたフレキシブルなコンサルティングを行っている。

#### 第二部 株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー 埼玉支店 ゼネラルマネージャー 井上 忠氏

多くのクリニックの相談を受けてきて感じる、経営者がなかなか気が付かず、見過ごされがちな金銭的・偶発的なリスクや、ちょっとした保険加入の工夫でカバーできるポイントなどについて、リスクマネジメントの観点からのアドバイスを提供。医療機関はもちろん、ご家族も含めた包括的な安心を築くための情報提供とサポートを心がけている。

■日 時 : 2025年10月23日 (木)17:30～19:30 (17:15開場)

■場 所 : 県民健康センター（埼玉県医師会）5F大会議室  
さいたま市浦和区仲町3-5-1

■対 象 : 埼玉県医師会会員の皆様

■定 員 : 会場50名 オンライン500名 限定 (先着順とさせていただきます)

■参加費 : 無 料

■申 込 : 10月17日 (金) までに裏面の申込方法に沿ってお申込ください。

本セミナーはZoomウェビナーシステムにてリアルタイム配信いたします。

お申し込みいただく際に、会場でご聴講いただくか、オンラインでご視聴いただくかご選択ください。

主催：一般社団法人埼玉県医師会 埼玉県さいたま市浦和区仲町3-5-1

協賛：株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー

埼玉県医師会第44回医業経営セミナー

開催日 令和7年10月23日

## 「患者さんが集まる医療機関の作り方」

二次元コードもしくは F A X にてお申込ください 締切:10月17日(金)



お問合せ先 : 埼玉県医師会 管理課 医事・福祉担当  
TEL : 048-824-2611

スマートホンやタブレットのカメラで左の二次元コードを読み取り、必要な情報を入力後、送信してください。

送信いただいた直後に申込内容をメールにてお送りしますのでご確認ください  
入力に関するお問合せ先 : 株式会社リスクマネジメント・ラボラトリー 048-762-9940

※受講案内をお届けしますので、メールアドレスをご登録ください

※二次元コードからお申込みいただいた方はfaxは不要です

オンライン視聴希望の方は二次元コードからお申し込みください

F A X : 0 4 8 - 8 2 2 - 8 5 1 5

申込書

医療機関名			所属都市	参加予定人数	名
氏名		役職			
氏名		役職			
TEL		FAX			
e-mail	@				

【事前のご質問事項】 ぜひお聞きになりたい質問項目等がございましたら、ご自由にご記入ください

# 高木常任

R7/11/1更改時

(R7/8/22データ参照)

	都市医師会名	加入者	加入対象者	加入率
1	浦 和	102	320	31.88%
2	川 口 市	61	232	26.29%
3	大 宮	72	274	26.28%
4	川 越 市	52	144	36.11%
5	熊 谷 市	41	89	46.07%
6	行 田 市	7	21	33.33%
7	所 沢 市	41	170	24.12%
8	蕨 戸 田 市	29	100	29.00%
9	北 足 立 郡 市	41	134	30.60%
10	上 尾 市	27	76	35.53%
11	朝 霞 地 区	53	172	30.81%
12	草 加 八 潮	28	113	24.78%
13	さいたま市与野	38	70	54.29%
14	入 間 地 区	20	67	29.85%
15	飯 能 地 区	19	50	38.00%
16	東 入 間	44	120	36.67%
17	坂 戸 鶴 ケ 島	26	84	30.95%
18	狭 山 市	18	56	32.14%
19	比 企	38	101	37.62%
20	秩 父 郡 市	31	69	44.93%
21	本 庄 市 児 玉 郡	39	78	50.00%
22	深 谷 寄 居	30	79	37.97%
23	北 埼 玉	19	57	33.33%
24	南 埼 玉 郡 市	38	132	28.79%
25	越 谷 市	61	149	40.94%
26	春 日 部 市	36	105	34.29%
27	岩 槻	27	50	54.00%
28	北 葛 北 部	12	25	48.00%
29	吉 川 松 伏	11	26	42.31%
30	三 鄉 市	16	52	30.77%
		1077	3215	33.50%

※専攻医(卒後5年)、加入不可は除く

未加入者	35%までの人数
218	10
171	20
202	24
92	
48	
14	
129	19
71	6
93	6
49	
119	7
85	12
32	
47	3
31	
76	
58	3
38	2
63	
38	
39	
49	
38	1
94	8
88	
69	1
23	
13	
15	
36	2
2138	

【令和7年度】埼玉県医師会 日医A1会員・日医A2B会員のみなさまへ

※埼玉医科大学医師会および防衛医科大学校医師会所属の方は対象外となります。

※A1・A2Bの専攻医（卒後5年会員の意）の方も対象外となります。

# 埼玉県医師会 グループ生命保険

募集パンフレット【団体定期保険】



## 加入者募集中！！

！ご自身のご意向（ニーズ）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

お申込みにあたっては、当パンフレット（「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」・「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」を含みます。）をご覧いただき、保障内容・保険金額（給付金額）および保険料・その他の商品内容がご自身のご意向（ニーズ）に合致した内容になっているか、必ずご確認ください。

### 意向確認欄

保障内容はご意向に沿った内容となっていますか？

ご自分が選択された保障金額・保険料、およびその他の商品内容はご意向に沿った内容となっていますか？

★☆★ ここが自慢です！！ 【グループ生命保険の特徴】 ★☆★

### ★お手頃な保険料で大きな保障を得られます。

団体定期保険ならではのお手頃な保険料で、大きな保障を得られます。業務上・業務外を問わず1日24時間、不慮の事故や病気その他による死亡を保障します。

### ★配偶者も同時にご加入できます。

配偶者のみで加入（契約）することはできません。

保険期間中に会員が死亡または脱退された場合は、配偶者も同時に脱退となります。

### ★配当金のお支払いがあります。

1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。  
(※将来のお支払いをお約束するものではありません。)

### ★ご加入（契約）手続きは簡単です。

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。  
(※お申込みにあたっては、「告知に関する重要事項」をご覧ください。)

### ★生命保険料控除の対象になります。

ご加入者が負担された主契約の保険料（配当金があればそれを差し引いた額）は、一般の生命保険料控除の対象となりますので、所得税・住民税の負担が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2 令和7年6月現在）※今後の税制改正により変更となる場合がございますのでご注意ください。

### 募集 スケジュール

加入申込締切日	加入日	保険料引去開始日
令和7年10月7日	令和7年11月1日	令和7年11月27日
中途加入	加入日 前月10日	令和7年12月以降 毎月1日 加入月の27日 ※27日が休日の場合は、翌営業日が振替日となります。

・当パンフレットに記載のお支払事由や給付に関する制限事項などは概要や代表事例であり、詳しい内容が記載された『ご契約のしおり・約款』はご契約者（団体）にお渡ししております。なお、当パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

<制度に関するお問い合わせ先>

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1

T E L 048（824）2611（代表）

一般社団法人 埼玉県医師会  
[担当事務局：管理課 医事・福祉担当]

## ご加入コースと月額保険料(概算)

以下のコースのうちから、いずれかを選択してご加入ください。

### <1>65歳6か月以下の方

ご加入 コース	ご本人コース	Aコース	Bコース	Cコース	Dコース	Eコース	Fコース	Gコース
	配偶者コース	※3.をご確認ください。			Hコース	Iコース	Jコース	Kコース
死亡保険金または 高度障害保険金		6000 万円	5000 万円	4000 万円	3000 万円	2000 万円	1000 万円	500 万円

満35歳6か月以下の方 (平成2年5月2日～ 平成23年5月1日)	男	5,700円	4,750円	3,800円	2,850円	1,900円	950円	475円
	女	3,660円	3,050円	2,440円	1,830円	1,220円	610円	305円
満35歳6か月超～ 40歳6か月以下の方 (昭和60年5月2日～ 平成2年5月1日)	男	7,260円	6,050円	4,840円	3,630円	2,420円	1,210円	605円
	女	6,120円	5,100円	4,080円	3,060円	2,040円	1,020円	510円
満40歳6か月超～ 45歳6か月以下の方 (昭和55年5月2日～ 昭和60年5月1日)	男	9,840円	8,200円	6,560円	4,920円	3,280円	1,640円	820円
	女	7,500円	6,250円	5,000円	3,750円	2,500円	1,250円	625円
満45歳6か月超～ 50歳6か月以下の方 (昭和50年5月2日～ 昭和55年5月1日)	男	14,100円	11,750円	9,400円	7,050円	4,700円	2,350円	1,175円
	女	10,620円	8,850円	7,080円	5,310円	3,540円	1,770円	885円
満50歳6か月超～ 55歳6か月以下の方 (昭和45年5月2日～ 昭和50年5月1日)	男	20,520円	17,100円	13,680円	10,260円	6,840円	3,420円	1,710円
	女	14,340円	11,950円	9,560円	7,170円	4,780円	2,390円	1,195円
満55歳6か月超～ 60歳6か月以下の方 (昭和40年5月2日～ 昭和45年5月1日)	男	29,640円	24,700円	19,760円	14,820円	9,880円	4,940円	2,470円
	女	18,180円	15,150円	12,120円	9,090円	6,060円	3,030円	1,515円
満60歳6か月超～ 65歳6か月以下の方 (昭和35年5月2日～ 昭和40年5月1日)	男	45,360円	37,800円	30,240円	22,680円	15,120円	7,560円	3,780円
	女	24,120円	20,100円	16,080円	12,060円	8,040円	4,020円	2,010円

※1.保障内容の詳細につきましては、5ページ以降をご参照ください。

※2.上記の保険料は、加入者の総保険金額100億円以上500億円未満の場合の概算保険料です。

したがって、保険料率計算の結果、実際の総保険金額により変更となる場合があります。

その場合、加入申込締切後に正規保険料を算出し、第1回より適用します。

※3.配偶者の方は、ご本人より高いご加入コースには加入できません。

(ご本人コースがGコースの場合、配偶者コースはKコースのみ)

## <2>65歳6か月超で継続する場合①

ご加入 コース	ご本人コース	A コース	B コース	C コース	D コース	E コース	F コース	G コース
	配偶者コース	2ページ※3をご確認ください。			H コース	I コース	J コース	K コース
死亡保険金または 高度障害保険金		6000 万円	5000 万円	4000 万円	3000 万円	2000 万円	1000 万円	500 万円

満65歳6か月超～ 70歳6か月以下の方 (昭和30年5月2日～ 昭和35年5月1日)	男	67,260円	56,050円	44,840円	33,630円	22,420円	11,210円	5,605円
	女	32,520円	27,100円	21,680円	16,260円	10,840円	5,420円	2,710円
満70歳6か月超～ 71歳6か月以下の方 (昭和29年5月2日～ 昭和30年5月1日)	男					29,340円	14,670円	7,335円
	女					14,380円	7,190円	3,595円
満71歳6か月超～ 72歳6か月以下の方 (昭和28年5月2日～ 昭和29年5月1日)	男					32,460円	16,230円	8,115円
	女					16,020円	8,010円	4,005円
満72歳6か月超～ 73歳6か月以下の方 (昭和27年5月2日～ 昭和28年5月1日)	男					36,080円	18,040円	9,020円
	女					17,940円	8,970円	4,485円
満73歳6か月超～ 74歳6か月以下の方 (昭和26年5月2日～ 昭和27年5月1日)	男					40,280円	20,140円	10,070円
	女					20,060円	10,030円	5,015円
満74歳6か月超～ 75歳6か月以下の方 (昭和25年5月2日～ 昭和26年5月1日)	男					45,240円	22,620円	11,310円
	女					22,360円	11,180円	5,590円

## <2>65歳6か月超で継続する場合②

ご加入 コース	ご本人コース	Fコース	Gコース
	配偶者コース	Jコース	Kコース
死亡保険金または 高度障害保険金	1000 万円	500 万円	

満75歳6か月超～ 76歳6か月以下の方 (昭和24年5月2日～ 昭和25年5月1日)	男	25,540円	12,770円
	女	12,480円	6,240円
満76歳6か月超～ 77歳6か月以下の方 (昭和23年5月2日～ 昭和24年5月1日)	男	28,990円	14,495円
	女	14,000円	7,000円
満77歳6か月超～ 78歳6か月以下の方 (昭和22年5月2日～ 昭和23年5月1日)	男	33,060円	16,530円
	女	15,840円	7,920円
満78歳6か月超～ 79歳6か月以下の方 (昭和21年5月2日～ 昭和22年5月1日)	男	37,760円	18,880円
	女	18,060円	9,030円
満79歳6か月超～ 80歳6か月以下の方 (昭和20年5月2日～ 昭和21年5月1日)	男	43,070円	21,535円
	女	20,720円	10,360円

(注) 加入金額範囲 満65歳6か月超～70歳6か月以下 6000万円限度  
 満70歳6か月超～75歳6か月以下 2000万円限度  
 満75歳6か月超～80歳6か月以下 1000万円限度

### お知らせ

#### ●被保険者の同意について

医療法人が保険料を負担して申し込まれる場合は、被保険者となるべき方が制度内容について了知し保険加入することが必要になります。また、被保険者となることに同意した方の記名、捺印のある申込書を提出していただく必要があります。

#### ●保険金受取人について

医療法人が保険料を負担して申し込まれる場合は、被保険者の同意を得て、保険金受取人は事業主（医療法人）とします。この場合、保険金の支払に際し、死亡の場合は被保険者の遺族、高度障害の場合は被保険者本人の了知が必要です。了知は「保険金・給付金請求書」への署名・押印により行います。

# ■■■ ご契約に際しての重要事項（契約概要） ■■■

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所・「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」を必ずご参照ください。

## 加入資格

- 以下の加入資格の他、「加入申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。  
なお、以下の年齢は令和7年11月1日現在の年齢です。

《本 人》日医A1会員・日医A2B会員で申込日現在正常に就業されている方  
【新規加入・増額】満14歳6か月を超える満65歳6か月までの方。  
【継続加入】満80歳6か月までの方。

※注 意：埼玉医科大学医師会および防衛医科大学校医師会所属の方は対象外となります。  
A1・A2Bの専攻医（卒後5年会員の意）の方も対象外となります。

《配偶者》日医A1会員・日医A2B会員の配偶者の方で申込日現在正常に生活されている方  
【新規加入・増額】満16歳以上、満65歳6か月までの方。  
【継続加入】満80歳6か月までの方。

### 【留意事項】

- 配偶者だけの加入はできません。
- 配偶者は本人と同額以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も同時脱退となります。

## 保険期間

- 令和7年11月1日から令和8年10月31日までの1年間です。
- 以降は毎年11月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。ただし、募集の結果、ご加入者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は更新できず、効力を発生しません。
- 毎月申込日の翌月1日付の加入が可能です。この場合、中途付加日から保険期間満了日までが初年度の保険期間となります。

## 加入月

年12回（毎月1回）です。  
毎月1日付けで、中途加入を隨時受け付けております。

## 保険料

- 保険料の払込みは収納代行会社「株シーエスエス」（CSS）に委託して、ご指定の金融機関預金口座（ゆうちょ銀行やネット銀行はご使用になれません）より毎月27日に自動的に引落しいたします。なお、預金通帳へは「シーエスエス」あるいは「CSS」と記帳されます。
- 保険料の口座引落しが不能のときは翌月27日に2か月分引き落としのご案内を行います。なお、2か月連続で保険料のお払込みがない場合、本制度より自動的に脱退となりますのでご注意ください。

## 商品の特徴

- ・企業・団体の従業員・所属員の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。
- ・保険期間は1年ですが、所定の加入資格を有していれば更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

<しくみ図（イメージ）>



※加入資格や保険金・給付金額、付加されている特約の内容は  
団体ごとの制度内容により異なります。  
詳しくは当パンフレットの該当箇所をご確認ください。

## 主な保障内容

保険金等をお支払いする事由の概要は以下のとおりです。詳しくは「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」の「保険金・給付金の支払事由」をご確認ください。なお、保険金等をお支払いできない場合についても「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」の「保険金・給付金をお支払いできない場合」をご確認ください。

### 【団体定期保険（主契約）】

死亡保険金	保険期間中に死亡された場合 *お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。
高度障害保険金	加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になられた場合 *高度障害保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。

## 継続加入

一旦加入すれば、以後の更新時の健康状態にかかわらず、前年度と同額またはそれ以下の保障額で継続加入できます。ただし、更新時にご加入者の数が引受け保険会社の定める数に満たない場合は、ご加入者の意思にかかわらず、継続加入できない場合や、ご加入の保険金額が減額となる場合があります。

## 受取人

- ・本人・配偶者の死亡保険金の受取人は、ご指定いただいた方となります。
- ・高度障害保険金の受取人は被保険者ご自身となります。

### 【留意事項】

- ・すでにご加入されている方で、「加入申込書兼告知書」で死亡保険金受取人の変更をお申込みいただいた場合、当パンフレットに記載の効力開始日からの変更となります。

※当パンフレットに記載の効力開始日より前に変更したい場合、「被保険者内容変更通知書」で別途お手続きください。（同時に保険金額変更等のお申込みがあり、「加入申込書兼告知書」をご提出いただく場合には、受取人欄には変更後の受取人をご記入ください。）

- ・この保険では、遺言により死亡保険金の受取人を変更することはできません。

## 保険契約から脱退いただく場合

- 本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。その際、脱退の手続きが必要となりますので、保険契約者（団体）の窓口までご連絡ください。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日（資格喪失日）の属する月の月末となります。ただし、当月分の保険料を払込むことが必要です。
- 加入資格を失ったことによりこの保険契約から脱退となる場合、2年を超えて継続加入されていた方は、脱退時の加入保険金額を上限として診査・告知なしで所定の個人保険に加入することができます。ただし、保障終了後1か月以内にお手続きいただいた場合に限ります。

## 配当金

1年ごとに収支計算を行って、剩余金（死差益）が生じた場合には配当金としてお支払いします。なお、配当金は契約ごとの収支実績にかかわらず、各取扱生命保険会社のお支払時期の前年度決算およびお引受金額により決定しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。（配当金が支払われない場合もあります。）

## 税務上の取扱い（令和7年6月現在）※今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

### 【保険料】

- 個人が負担した主契約の保険料（配当金があればそれを差し引いた額）は、一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税の負担が軽減されます。（所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2）

### 【保険金】

- 本人の死亡保険金は、受取人が法定相続人の場合、（その法定相続人が受けた他の生命保険等の保険金がある場合には、これと合算した金額について）「500万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。（相続税法第12条）
- 配偶者の死亡保険金を本人が受けた場合、一時所得として課税されます。（所得税法第34条）
- 配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合、贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
- 高度障害保険金は非課税となります。（所得税法施行令第30条）

## 個人情報の取扱いについて<保険契約者(団体)と生命保険会社からのお知らせ>

本保険契約の運営にあたっては、保険契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）（以下「個人情報」）を取り扱い、保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出し、本保険の事務手続きのために使用します。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、再保険契約の締結、再保険金の請求、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者、他の生命保険会社、再保険会社、生命保険会社の募集代理店を含む委託先に提供する場合、医療機関などの関係先（医師・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合、再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）、法令に基づく場合、生命保険会社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合に上記目的の範囲内で提供します。また、これらのものから個人情報の提供を受けることがあります。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引継ぎ保険契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。今後、引受保険会社を変更する場合には、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

（注）当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、外国にある事業者等への個人情報の提供、グループ会社等については、当社公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/company/info/privacy/detail/>）をご覧ください。

**個人情報の取扱いについて<保険契約者(団体)と生命保険会社からのお知らせ>(つづき)**

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

# ■■■ ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報） ■■■

この「ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）」は、ご加入のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願ひいたします。

また、その他詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所・「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」を必ずご参照ください。

## お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みにはクーリング・オフの適用がありません。

## 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。  
ご加入のお申込みにあたっては、告知書等で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに、正確にもれなくお知らせ（告知）ください。（これを告知義務といいます。）
- 生命保険会社の職員・代理店・ご契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、必ず告知書等の指定された書面にご記入のうえご提出ください。
- 生命保険会社では、ご契約者間またはご加入者間の公平性を保つため、被保険者の現在および過去の健康状態等すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受判断を行っております。傷病等がある場合でも、その内容によってはお受けすることができますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。  
(「加入申込書兼告知書」等の告知書への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、引受保険会社で保有するお客様情報により、お申込みをお断りすることがあります。)
- 告知いただくことがらは、告知書等に記載してあります。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります、保険金等が支払われない場合があります。

## 責任開始期

- ご提出された「加入申込書兼告知書」に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日」からご契約上の責任を負います。
- 生命保険会社の職員、代理店・ご契約者等の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合

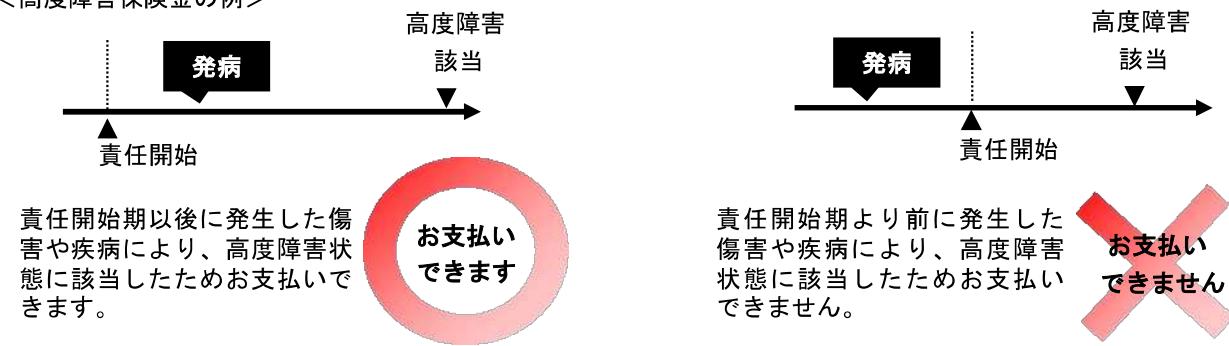
次のような場合には、保険金・給付金をお支払いすることができませんので、加入（\*1）のお申込みに際し特にご注意ください。

- 加入（\*1）のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、この保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、死亡保険金をお支払いできません。
  - 被保険者の自殺。ただし、その被保険者がその加入（\*1）日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
  - 保険契約者の故意
  - 死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の死亡保険金受取人にお支払いします。
  - 戦争その他の変乱（\*2）

## 保険金・給付金をお支払いできない場合（つづき）

- ・高度障害保険金のお支払事由が次のいずれかによって生じた場合、高度障害保険金をお支払いできません。
  - ・被保険者の故意
  - ・保険契約者の故意
  - ・高度障害保険金受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
  - ・戦争その他の変乱（\*2）
- ・保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は取消しとなり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があった場合には、この保険契約の全部またはその被保険者の部分は無効となり、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者の部分が解除された場合には、保険金等をお支払いできません。  
（\*1）保障額を増額される場合、増額部分については「加入」を「増額」と読み替えます。  
（\*2）ただし、戦争その他の変乱によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと生命保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。
- ・高度障害保険金は、原因となる傷害や疾病が加入日（責任開始日）よりも前に発生しているときは、お支払いの対象となります。  
(その傷害や疾病について告知いただいたうえでご加入されたとしても、多くの場合、お支払いの対象とはなりません。)

### <高度障害保険金の例>



## 保険金・給付金の支払事由

### ●死亡保険金（主契約）

保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

### ●高度障害保険金（主契約）

加入日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に下表（\*1）に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。なお、高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になった時に消滅したものとして取り扱います。

#### （\*1）対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～（\*1）対象となる高度障害状態に関する補足説明～

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
  - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
  - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。

## 脱退による返戻金

この商品には、脱退による返戻金はありません。

## 保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- 保険金・給付金等のご請求は、団体（ご契約者）経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払の可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに当パンフレット表紙に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。
- 保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、速やかに当パンフレット表紙に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

## 保険金等の削減・生命保険契約者保護機構

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、当パンフレット表紙に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく当パンフレット最終頁下段に記載の取扱営業店までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。  
(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。  
(詳しくはホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)

## 引受保険会社

[事務幹事] S O M P O ひまわり生命保険株式会社	引受割合61% TEL : 050-2016-8534
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	引受割合30% TEL : 048-650-8457
三井住友海上あいおい生命保険株式会社	引受割合 6% TEL : 0120-324-386
大同生命保険株式会社	引受割合 3% TEL : 048-641-0307

※この保険契約が、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引受ける形態の場合は、S O M P O ひまわり生命保険株式会社が事務幹事会社として他の引受保険会社の委任を受けて事務を行います。この場合、引受保険会社は各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を、連帯することなく負います。  
なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

### <引受保険会社（事務幹事）>

S O M P O ひまわり生命保険株式会社

〒100-8963 東京都千代田区霞が関3-7-3  
損保ジャパン霞が関ビル  
TEL 03-6742-3111（代表）

### <取扱営業店（事務幹事）>

S O M P O ひまわり生命保険株式会社  
埼玉支社

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 K S ビル6階  
TEL 050-2016-8534